「第2次 上田市子ども・子育て支援事業計画」中間年の見直し(案)について

1 概要

計画期間を令和2年度から令和6年度として策定している「第2次 上田市子ども・子育て支援事業計画」は、国の基本指針において、計画年期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うことになっています。

このようなことから、現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績等の状況を踏まえ、計画の見直しを行うものです。

2 「第4章 施策の展開」の見直しについて 【資料2】

(1)「基本施策」「現状と課題」「施策の内容」等の見直し

計画における「第4章 施策の展開」については、「すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち」を基本理念として、目指すべき基本目標に向けた各基本施策を策定しています。

当該施策は、中間年の見直し対象ではございませんが、計画策定から一定程度の年数が経過し、社会情勢等が変化する中で、必要となる箇所について追加や修正等の見直しを行います。

【見直し箇所】(概要) ※ 〇〇 ··· 削除箇所。 〇〇 ··· 追加箇所。

頁	基本目標	基本施策	施策の内容等
	1 全ての子どもの健やかな 成長を支えます	(1) 母子の健康増進及び医療 の充実	④ 医療の充実
【資料2】 2P (計画書 55P)	す。 の医療機能を集約し、 イリスク分娩を担う 医療機 内産婦人科病院が連携し、写 確保や設備等の機能強化を進 周産期医療提供体制を整えま 【見直し理由】	全 と 市立産婦人科病院 などの産 寺続可能な周産期医療の受け入れ 能の集約により、信州上田医療セン 企心してお産ができる体制づくりを を放、地域内の分娩取扱い施設との です。	<u>態勢を整備します</u> 。また、 主にハ ンター と正常分娩を取り扱う市 ・行います。の医師、助産師等の ・連携により、母子ともに安全な
【資料2】	2 きめ細やかな支援で子ども や家庭を支えます	(2) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実 (3) 子どもの貧困対策の推進	 児童虐待の発生予防、早期 発見・早期対応 関係機関との連携強化及び 相談・啓発活動の充実 経済的支援
8P (計画書 73、74P)	主 アラー」が大きな社会問題に であったり、家族やケアラー 深刻化しやすい傾向がありまの後の人生においてマイナス	れる家事や家族の世話などを日常的になっています。しかし、ヤングケー自身に自覚がなく、又、家庭内のです。この状態が継続した場合には、な影響が生じる可能性があります	アラーとお手伝いの境界が曖昧 の問題であるため表面化しにくく は、その子どもの生活・健康・そ
	し 【見直し理由】 新たな課題として「ヤンク 3 安心して子育てができる	「ケアラー」に関わる対応等の追記 (2) 経済的負担の軽減	!。 ① 経済的負担の軽減
【資料2】	体制を整えます	(C) 111/7 H J JZ JC V / TI/X	O ITWIN INTERVEN
【貝科2】 10、12P (計画書 79、83P)	+>	な医療が受けられないことがない。 及びひとり親家庭に対し、医療費で	
	直【見直し理由】	て、令和5年度から対象年齢を18	歳以下に拡大実施する旨の追記。

3 「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の見直し について

(1) 見直しの方法について

国の基本方針においては、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」とされており、令和3年4月1日時点の実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

(※)実績値/量の見込み≦90% 又は 実績値/量の見込み≥110%

また、10%以上の乖離がない場合についても、市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えないとなっています。

なお、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、当該 影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切な対応をすることとなっております。

(2) 「1 人口の見込み」の見直し【資料3】

児童人口推計値では、令和 2 年から令和 7 年の 5 年間における児童数は、0 \sim 4 歳で 3.5 %減、 5 \sim 9 歳で 3.3 %減、 10 \sim 14 歳で 10 %減と推計され、人口の見込み計画と差異が生じることから見直しを行います。

		令和5年度			令和6年度	
年齢	計画 (a)	見直し (b)	增減 (b)-(a)	計画 (a)	見直し (b)	増減 (b)-(a)
O歳	1, 025	992	△ 33	1, 009	985	△ 24
1 歳	1, 073	945	△ 128	1, 051	939	△ 112
2歳	1, 097	1, 033	△ 64	1, 085	1, 025	△ 60
3 歳	1, 121	1, 078	△ 43	1, 109	1, 071	△ 38
4 歳	1, 092	1, 113	21	1, 126	1, 105	△ 21
5歳	1, 136	1, 132	△ 4	1, 095	1, 125	30
6歳	1, 142	1, 246	104	1, 148	1, 237	89
7歳	1, 280	1, 247	△ 33	1, 144	1, 238	94
8歳	1, 278	1, 276	Δ 2	1, 285	1, 268	△ 17
9歳	1, 289	1, 286	△ 3	1, 276	1, 278	2
10 歳	1, 315	1, 319	4	1, 289	1, 293	4
11 歳	1, 339	1, 319	△ 20	1, 317	1, 319	2

推	区分	R 2	R 7	増減率(e) (b)-(a)/(b)	年増減 (e)/5
計	0~4 歳	5,828 人	5,630 人	-3.5%	-0. 70%
値	5~9 歳	6,048 人	5,854 人	-3.3%	-0. 66%
	10~14 歳	6, 645 人	6, 043 人	-10%	-1. 99%

(3) 「3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育」の見直し【資料4】

計画における見込みと令和3年度の実績値との比較では、10%以上のかい離は生じてないことから、見直しは行わないこととします。

次1. 例1.200.000 至の202.73 と スタに3						
区分		量の見込み (令和3年度)	実績値 (令和3年度)	実績値/量の見込み		
1 号認定		1,069 人	1, 120 人	104. 8%		
2号	·認定	2, 419 人	2, 396 人	99.0%		
2旦部ウ	0 歳児	284 人	260 人	91.5%		
3号認定	1~2 歳児	1, 138 人	1, 126 人	98.9%		

教育・保育施設における「量の見込み」と「実績値」

(4) 「4 地域こども・子育て支援事業」の見直し【資料5】

養育支援訪問事業、子育て短期支援事業で、実績値が量の見込みを上回っているほか、妊婦健康診査事業などいくつかの事業で、新型コロナウイルス感染症の影響等にともない一時的な乖離がありますが、各施設や事業における基盤の不足は発生していない状況です。

事業	量の見込み	実績値	差異
学 木	(令和3年度)	(令和3年度)	(実績値ー量の見込み)
① 利用者支援事業	1 か所	1 か所	0 か所
② 地域子育て支援拠点事業	83, 225 人	47, 902 人	△35, 323 人
③ 妊婦健康診査事業	18, 424 回	11,663 回	△6, 761 回
④ 乳児家庭全戸訪問事業	1,057件	956 件	△101 件
⑤ 養育支援訪問事業	1,378 回	2, 580 回	1, 202 回
⑥ 子育て短期支援事業	42 回	83 回	41 回
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	1,778 回	1,508 回	△270 回
⑧ 一時預かり事業			
幼稚園型	38, 366 人	34, 466 人	△3,900 人
幼稚園型以外	6, 576 人	5,843 人	△733 人
⑨ 延長保育・休日保育事業	27, 487 人	24, 617 人	△2,870 人
⑩ 病児・病後児保育事業	810 人	686 人	△124 人
⑪ 放課後児童健全育成事業	1,569 人	1, 507 人	△62 人

子ども・子育て支援事業における「量の見込み」と「実績値」

このような状況を踏まえ、次のとおり事業実績等から各事業の内容に応じた見直しを行います。(見直し事業のみの記載)

事業名	令:	和4年度	令和5年度 令和6年度			
	計画	18, 424 回	計画	18, 424 回	計画	18, 424 回
	見込み	(18, 424 回)	【見直し】	(18, 424 回) 11, 663 回 (11, 663 回)	【見直し】	(18, 424 回)
③妊婦健康診査事業	見直しの考え方		している状 令和5年度 妊娠届出数	令和2年度の妊娠届出数は、前年度に比べ 101 人派している状況であった。また0歳児の児童人口推計値令和5年度(992 人)、令和6年度(985 人)で、令和3年 妊娠届出数の方が同推計数より下回っていることから令和3年度数値を基に見直しを行う。		童人口推計値は、)で、令和3年度
	計画	1, 045 件 (1, 045 件)	計画	1, 025 件 (1, 025 件)	計画	1,009 件 (1,009 件)
	見込み	956 件	【見直し】	956 件 (956 件)	【見直し】	956 件 (956 件)
④乳児家庭全戸訪問事業	見直しの考え方		全戸家庭訪問件数とする。なお、O歳児の児童人口推計値は、令和5年度(992人)、令和6年度(985人)で、令和3年度件数の方が同推計数より下回っていることから、令和3年度数値を基に見直しを行う。			度 (985 人) で、令 っていることか
	計画	1,363 回	計画	1, 337 回 (1, 337 回)	計画	1,316 回 (1,316 回)
	見込み	2,500 回	【見直し】	2,500 回 (2,500 回)	【見直し】	2,500 回 (2,500 回)
⑤養育支援訪問事業	見直	しの考え方	未熟児等の る家庭が増 の3年間の 令和2年度	問題や、支援者 加してきている 一人当たり平均 から令和3年度 (5.5%) を基に	がいない等、 。令和元年度 訪問回数は 5 の子どもの9	等環境、出産後の 支援が必要とな まから令和3年度 5.6回であった。 受数に対する実家 を及び令和6年度
	計画	41 人	計画	41 人 (41 人)	計画	40 人 (40 人)
	見込み	64 人	【見直し】	66 人 (66 人)	【見直し】	66 人 (66 人)
⑥子育て短期支援事業	見直しの考え方		令和2年度から利用者数が増加傾向にあるため、令和 2年度から令和4年度(令和4年度半期実績延べ32人) の平均値で算定し見直しを行う。 なお、増加分については、制度改正による実施施設が 登録する養育里親や市外の児童養護施設等で対応するこ とにより、確保の内容も量の見込みと同数とする。			

「第4章 施策の展開」について

第2次 上田市子ども・子育て支援事業計画(中間年の見直し)

第4章 施策の展開

基本 基目標 施	本策施策の)内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
) 計子の健康増 療の充実	進及び	 ● 近年、妊娠届出者数の減少とともに妊婦の年齢が高くなっています。また、共働きや核家族が増えざまざまな家族の形がある中、少子化等により、乳幼児の世話をする経験の不足と子育ての知識が不十分な状況で、妊娠、出産そして子育てを迎える親が多くなっており、妊産婦一人ひとりが抱える問題は多様化しています。 ● 妊娠・出産は、短期間で心身に変化が生じる時期であり、この時期の健康状態が出産や胎児のほか、妊婦自身の健康に大きな影響を与えることから、安全な妊娠と出産のために正しい知識を得、健康管理を自ら行うという認識と行動が必要です。また、産後は育児中心の生活への変化から、心身ともに疲労がたまり情緒不安定な状況に陥りやすいため、特にメンタルヘルスの把握と早期対応が必要とされています。 ● 母親の育児ストレスの解消やママ友などのコミュニティーの構築に寄与する事業を実施している中、こうした講座に参加できない方に対する支援も必要です。 ● 安心して子育てをするためには、地域内で完結できる周産期医療体制の整備と夜間・休日における救急医療体制の充実が必要です。平成30年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査(以下、ニーズ調査)において子育ての環境整備の充実のために希望する支援策として、「安心して出産できる環境を整備して欲しい(産科医の確保等)」も4割以上となっています。 ● 子どもの健康な体づくりのためには、成長段階に応じた適切な食事を摂ることや、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。 ● 青報化社会の進展に伴い、バソコンやスマートフォンなどの電子メディア機器は生活に欠かせないものとなっています。しかしながら、乳幼児期での過度な使用は、こころの成長に悪影響を与えることになることが危惧されています。 ● 子どもへの接し方や発達に関する相談が増えています。乳幼児期からの適切なかかわりが、子どものこころと体の育ちに必要であることを啓発し、保健・医療・福祉などの関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。 			健康推進課 子育で・子 育ち支援課
	① 妊娠·出 支援		 ● 母子ともに健康で安心な出産ができるよう、妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談や両親学級等での健康教育を行い、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。 ● 出産後は、新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)を全戸に行い、産婦の心身の状況の把握とともに関係機関と連携して支援を行います。また、市立産婦人科病院等で実施する産後ケア事業や子育て支援施設「ゆりかご」を活用し、産婦の休養と育児不安の軽減等を図ります。 ● 子どもを望む夫婦が抱える、不妊症及び不育症に対し、費用の一部を助成することで、経済的な支援を行い、妊娠から出産に至るさまざまな負担感の軽減を図ります。 ● 母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが機能的に運用する「子育て世代包括支援センター(注)」を充実させ、妊娠期から出産、子育てへ切れ目のない支援体制の強化を図ります。 			健康推進課 子育で・子 育ち支援課
			 母子健康手帳交付□ ●妊婦一般健康診査・産婦健康診査公費負担 両親学級□ ●妊婦・母乳相談 新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業) ●産後ケア事業 不妊症治療費助成事業 □ ●不育症治療費助成事業 子育て支援センター「ゆりかご」の運営 ●子育て世代包括支援センター(注)の運用 			健康推進課 子育で・子 育ち支援課
	② 子どもの		 すべての子どもに対し、健康に成長できるよう子どもの月齢ごとの健診・教室と予防接種を受診・接種できる環境を整えるとともに、未受診や未接種者へ個々の状況に応じた支援を行います。 健診等の機会を通じて子どもの発育・発達を把握するとともに、病気や障がいの早期発見・治療、早期対応をするために保健・医療・福祉関係機関が連携し必要な支援を行います。 子どもの健やかなころを育むため、すべての親に対して、乳幼児健診等のあらゆる機会を利用し、子どものこころの成長を育むかかわり方について伝えます。また、親子での望ましい電子メディア機器の使い方の啓発をするとともに、幼児期の親子遊びの大切さも伝えます。 生涯を健康に過ごすため、幼少期から親子で望ましい生活習慣を形成できるよう、基本的な生活習慣に関する保健指導に取り組みます。 			健康推進課
			●乳幼児健診□ [●乳幼児教室□ ●予防接種□ [●各種相談事業(健康相談、歯科相談等)			健康推進課

1

基本 基本 目標 施第		現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章 (ゴシック体)	理由等	担当課
	③ 食育の推進	 ● 平成30年度に策定した「第2次上田市食育推進計画」において、"うえだの食で育む健康なからだと豊かなこころ"を基本理念として、生涯にわたり、健全な体と心を培うための食育(注)の推進を基本目標の一つとして揚げています。 ● この計画に基づき、発育や発達段階に応じた栄養指導や情報提供を、乳幼児健診・教室・相談等を通じて実施するとともに、「上田市食育推進プロジェクト」により保育所・幼稚園・学校をはじめ庁内各部局が連携し、より市民に見える形で食育(注)を推進します。 保育所では・・・ ● 毎日の給食そのものを食育(注)ととらえるとともに、栄養士、給食担当者、保育士による「食」に関する指導の実施、毎日の給食サンブルの展示、「たべものだより」や試食会などを通して食の大切さを保護者に啓発します。 ● 給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元農産物を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。 ● 肥満ややせの子どもについては、個々の生活状況や健康状態に応じた個別指導を実施します。 学校では・・・ 学校の食育計画に基づいて、栄養士や栄養教諭、担任が食育(注)の指導・授業を行います。 ● 給食に対する理解を深めるため、在校生の保護者を対象に試食会や出前講座を行うほか、就学前児童の保護者に来入児説明会において食の大切さを説明します。 ● 農業体験や地産地消を進めることで、食に対する感謝の心や健全な心身を育む取組を促進します。 ● アレルギーに対応した調理場の整備や運営に努めます。 			健康推進課 保育課
		●乳幼児健診・教室の栄養指導□ ●離乳食・幼児食相談 ●妊娠期の食育講座 ●適正体重に関する教育の推進(高校生を対象とした出前講座) ●食に関する情報提供(子どもの食ノート・野菜ノート等) ●地元農畜産物の活用□ ●園児・児童による作物の栽培 ●学校の食育計画に基づく、食育(注)の指導・授業の実施 ●「早寝、早起き、朝ご飯」運動●保護者対象の試食会・出前講座の実施 ●保護者啓発用リーフレットの作成・配布●農業体験学			健康推進課保育課
	④ 医療の充実	● 夜間における突発的な発熱等の比較的軽症の症状に対応する上田市内科・小児科初期救急センター(注)の運営と受診方法の周知を図ります。また、休日の在宅当番医制事業、深夜の在宅当番医委託など救急医療体制の充実を図ります。 ● 信州上田医療センター や 市立産婦人科病院などの産科医師や助産師の確保を図ります。また、主にハイリスク分娩を担う信州上田医療センター と正常分娩を取り扱う市内産婦人科病院が連携し、安心してお産ができる体制づくりを行います。	● 信州上田医療センター と 市立産婦人科病院 などの 産科医師や助産師の確保を図ります。 の医療機能を集 約し、持続可能な周産期医療の受け入れ態勢を整備します。 また、主にハイリスク分娩を担う 医療機能の集約により、信州上田医療センター と正常分娩を取り扱う市内産婦人科病院が連携し、安心してお産ができる体制づくりを行います。の医師、助産師等の確保や設備等の機能強化を進め、地域内の分娩取扱い施設との連携により、母子ともに安全な周産期医療提供体制を整えます。	持続可能な周産期医療提供体制を構築するため、市 は体制を構築するため、市 立産婦センターとの医療 の集約を進めており、令和5年 を主までに関院となる方針 であるため。	市立産婦人
		●上田市内科・小児科初期救急センター(注)の運営●佐宅当番医制事業●医師確保修学資金等貸与制度□●助産師確保修学資金等貸与制度			地域医療政 策室 市立産婦人 科病院
	学前教育・保育の 向上	 ◆ 上田市における保育士の配置基準は、国の基準に上乗せをしています。今後、保育内容のさらなる充実の視点から基準について検討する必要がある一方で、国基準を上回る手厚い職員配置を維持していくためには、保育士確保が大きな課題となっています。 ◆ 3歳未満児の保育需要の高まりを受けて、年度途中からの入所が難しい状況となってきています。そのため、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっており、年度途中であっても希望者が円滑に利用できる受入態勢を確保していく必要があります。 ◆ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、保育所等に求められる支援機能は多様化・複雑化しており、保育士等に対する研修の充実等による専門性の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等を通じて、質の向上を担保していく必要があります。 ◆ 公立保育所においては、入所児童がかなり少ない園が複数あります。児童の集団的保育の実施や財政負担、施設経営の面から、ある程度の規模は必要であり、今後、施設整備と合わせて保育所の適正配置を実施するにあたっては、地域性を考慮しながらクラスや保育所の適正な規模を考える必要があります。 ◆ 少子化の進行に伴い、就学前児童の減少が続く中で、公立保育所の配置については、可能な限り統廃合を実施し、進捗状況に応じ、民営化など民間活力の導入も視野に入れながら計画的に見直す必要があります。 ◆ 私立保育所等の適正配置を図っていく必要があります。 ◆ 私立保育所等の適正配置を図っていく必要があります。 			保育課
	① 職員配置の充実	 ◆ 上田市では、1歳児の保育士配置基準について独自に上乗せを行い、児童3人(国基準6人)に対して保育士1人を配置していますが、少子化の傾向を勘案しつつ、子どもの年齢に応じて、きめ細やかな教育・保育が可能な職員配置を検討していきます。 ◆ 障がい児等の特別な支援の必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保に努めます。 			保育課

基本 基本 目標 施第	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
	② 保育士・幼稚園 教諭の質の向上	 □ 「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。 ○ きめ細やかですべての子どもの利益を最優先に考えた教育や保育サービスが提供できるよう、各施設における職員研修の実施を促進するとともに、保育士・幼稚園教諭の自己学習を推進します。 			保育課
		●保育士・幼稚園教諭の資質向上□ ■教育・保育サービスの充実			保育課
	③ 施設整備等良質	● 統廃合を含めた施設整備を検討します。 ● 地域の実情等により、延命化・長寿命化が必要となる施設については計画的に修繕を進めます。			保育課
	ル政党哺号及員な環境の確保	●保育施設等の整備			保育課
		■ 職員の定着・確保を図るため、公定価格に基づく保育士等の処遇改善を促進します。● ハローワークや保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うなど、保育士の人材確保対策を推進します。			保育課
	改善と確保	●保育士等の処遇改善□ □●保育現場就労に向けた職場体験			保育課
	移行に関する情報	 ■ 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわりなく、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合も、柔軟に子どもを受け入れできるという特徴があります。近年、利用者のニーズも高まりつつあり、また、3歳未満児の受入態勢の確保にもつながることから、幼稚園または保育所の設置者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、施設整備の補助など支援の充実を図ります。 ● 研修会等について公私立の認定こども園、幼稚園、保育所すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流・連携を推進します。 			保育課
		●施設整備の補助			保育課
	⑥ 幼児教育・保育の 提供体制の確保	● 幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の 定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。			保育課
	⑦ 外国につながる幼 児への支援	 ◆ 外国の文化・習慣・指導上の配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながる幼児等が園生活に慣れるよう配慮します。 ◆ 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努めるとともに、関係課と連携し、各種通知等の翻訳や通訳同行による援助体制を整備します。 			保育課
	⑧幼児教育アドバイ ザーの配置	● 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を配置し、園内研修等の支援を行います。			保育課
(3) 多 の充	様な保育サービス 実	 ● 保護者の就労形態の多様化と核家族の増加により、保育に関するニーズが多様化しています。保育所における長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズが増加していることから、延長保育、休日保育などの保育サービスをより一層充実していく必要があります。 ● 「一時保育」に対するニーズが多くなっています。仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由による利用に加え、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュを図るうえで、一時預かりの充実を図る必要があります。 ● 0歳児の子どもの保育所への年度途中の入所が難しい状況もあることから、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっています。育休満了時が年度途中であっても希望者が円滑に入所できるよう教育・保育の提供体制を確保していく必要があります。 ● 子どもが病気療養中でよたは病気の回復期にあるため集団保育に不安がある場合、保護者は自分で看病したいと思っていても、仕事を休むことができない、核家族化などで子どもを預ける親族がいない場合があります。このような家庭への保育支援が求められることから、上田市病児保育センターを市内に2か所、設置して必要な保育支援を実施しています。この病児・病後児保育(注)事業についてはさらに周知を図る必要があります。 			保育課 子育で・子 育ち支援課
	① 延長保育・休日 保育・一時預かり	 ● 保護者の就労形態の多様化や長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズの増加に対応して、延長保育、休日保育など保育サービスの充実を図ります。 ● 仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための理由による保育ニーズの増加に対応して、一時預かりの充実を図るとともに、リフレッシュによる利用が円滑に進むよう、実施方法や申込方法について改善に努めます。 			保育課
		●延長保育事業 ●休日保育事業 ●一時預かり事業			保育課
	②病児保育	● 病気療養中または病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に上田市病児保育センターの利用を促進するため、地域子育て支援拠点等においてさらなる周知を図ります。			子育で・子 育ち支援課

÷ .	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
71.	1) LI NO DI	●病児·病後児保育事業			子育で・子 育ち支援講
の差		 ● 保護者の産休後及び育休後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申請と同時に申込みをすることが可能であり、働く母親の育児や仕事復帰への不安の解消につなげます。 ● また、休業開始前にすでに保育所等を利用していた子どもについては、児童福祉の観点から必要と認められる場合には、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能となるよう保育サービスの充実や施設等環境の整備を行います。 			保育課
確保	●産休及び育休明けの保育希望に対する入所相談□●育休時の継続入所			保育課	
課後等成	等の児童の健	 安心して働き、仕事と子育てを両立できる環境を望む保護者が増加しています。 放課後等(放課後や学校休業日)の児童の安全な居場所として、また、保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、放課後児童施設(児童館・児童センター、放課後児童クラブ(注)(学童保育所・児童クラブ))を設置しています。 小学生の数は減少していますが、放課後児童クラブ(注)を利用する児童の数は年々増加しています。 放課後児童クラブ(注)は、全小学校区に設置していますが、施設の老朽化や、手狭になっているところもあることから、それらの整備が課題となっています。 さまざまな子どもの放課後の居場所の確保に向け、放課後児童施設をはじめとした施設、職員配置の充実が求められています。 家庭で行われることが少なくなった伝統行事や季節行事、地域ボランティアの協力を得た読み聞かせ等を実施していますが、施設によりその実施状況に差があります。 「新・放課後子ども総合プラン(注)」に基づく、一体型を中心とした放課後児童クラブ(注)及び放課後子ども教室(注)の計画的な整備等について検討する必要があります。 			学校教育
① 児 ンタ	見童館・児童セ	● 18歳未満の児童であれば誰でも利用できる児童館・児童センターは健全な遊びを提供する施設として、今後も事業を継続します。 ● 一度帰宅してからの利用が原則ですが、留守家庭対策として午後6時までに限り、学校から直接利用する児童の受け入れを行います。(旧上田地区の児童館・児童センター8館) ● 中学生及び高校生の利用促進に向けた施策を検討します。 ● 施設の改修等を行い、より良い環境づくりに努めます。			学校教育
	-	●耐震化事業			学校教育
② 放 ブ	対課後児童クラ	 ● 必要性がさらに増す放課後児童クラブ(注)は、今後の利用児童数を的確に見込み、できる限り待機児童(注)が出ないように努めます。 ● アンケート調査等を行い、多様化する保護者ニーズを把握します。 ● 老朽化や、手狭になった放課後児童クラブ(注)は計画的に整備します。 			学校教育
③ 職		● それぞれの放課後児童施設の利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。● 障がい、疾病、家庭環境等のため特別な支援が必要な児童が利用する場合は、国、県の補助金等を活用し、適切な職員数を配置できるよう努めます。			学校教育
生貞	員、放課後児童 爰員等)の質の	■ 職員のスキルアップに向けた研修等の情報提供を行います。● 定期的な情報交換会を開催し、情報の共有、課題の解決を目指します。			学校教育
⑤ 地		● 児童の健全育成には、高齢者や育児経験豊かな地域住民等の協力が必要なことから、これらの方がより一層参加しやすい環境づくりに努めます。● 小学校・中学校と密接に連携し、協力して児童の健全育成に取り組みます。			学校教育
		●地域ボランティアによる読み聞かせ等の開催 ●地区懇談会の開催			学校教育
も総	f・放課後子ど 総合プラン(注) 基づく行動計画	新・放課後子ども総合プラン(注)に基づく行動計画			学校教育

本 基本標 施策	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
		● 子どもたちがよりよく成長し、自立して生き抜く力を育み、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるように、学校、地域、家庭が連携、協働して、子どもの教育に多くの人が携わり、地域ぐるみの教育を行っていくなど、教育活動に多様な価値観を取り入れることが求められています。			
		 ● 学力の向上を図るため、児童・生徒の学習意欲に働きかける魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育むことが重要となっています。 ● 学校給食を生きた学習の場と捉えて、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの食環境を整える必要があります。 ● 市内の各保育所等と小学校との交流活動は、以前から行われ、子どもが安心して就学できる環境を整えてきています。こうした強みを生かして、子どもたちの交流や職員連携を一層充実させ、カリキュラムの接続を通して、子どもの育ちと学びをつないでいく必要があります。 			学校教育課 保育課
(5) 子ど 育成	もの生きる力の	 ■ 思春期の子どもの健康を害する要因は、子どもたち自身のその後の生涯にわたる健康の保持・増進にも影響を及ぼしかねません。また、10代の妊娠・出産は、社会的環境が整わない場合が多く、学業の中断につながり、結果として就業を困難にする場合もあります。また、命の大切さ、自他を大切にする気持ちなどの子どものこころを育む「こころの健康」についての教育が必要とされています。 ● ハローワーク上田管内の有効求人倍率が、引き続き高い水準で推移する中、地域企業の人手不足は依然として深刻な状況にあります。一方、職に就きたいがなかなか見つからない、就職したが職場に定着できないなどの悩みを抱える若者が増加しており、地域の将来を担う貴重な人財である若者を、安定した雇用に結びつける支援の取組が重要となっています。 ● 青少年健全育成の対策から上田市暴走族等対策会議のメンバー、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。 ● 子どもの数の減少は、遊びを通じた仲間の形成、社会性の発達に大きな影響があると言われています。また、自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富な子どもや、小学生・中学生の時期に小さな子どもと触れ合う機会が多い子ども、生活習慣が身に付いている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があると言われており、地域が主体となって自然体験、生活体験やさまざまな交流活動を充実させていくことが求められています。 			作所推進課 地域雇用 進建 生活環境習 文化財課
	① 幼保小中の連携 強化	 動児期から義務教育期までの子どもの視点に立った一貫した教育を行うため、幼保小中(注)の連携を推進するとともに、家庭や地域、教育関係者が共通した認識で子どもたちの成長を支えます。 小学校入学前後の数か月は、子どもの育ちと学びのスムーズな移行のために大事な時期であることから、保育所・幼稚園等では「アブローチカリキュラム(注)」、小学校では「スタートカリキュラム(注)」の継続による連携を推進します。 幼保小中(注)の連携を軸に、幼保から小、小から中への円滑な移行を支援するため、子育て子育ち支援課、学校教育課、保育課との連携を図りながら事業を推進します。 			保育課学校教育課
		●中学校区別ブロック会議の支援□ ●幼保小主任者懇談会の開催 ●幼保小中(注)園長・校長合同会議の開催 ●幼稚園・保育所等における「アプローチカリキュラム(注)」の推進 ●小学校における「スタートカリキュラム(注)」の推進 ●小学校における「スタートカリキュラム(注)」の推進 ●保育士・幼稚園教論の定期的な小学校への派遣□ ●幼年教育研究会の開催			保育課学校教育課
	② 学習教育の環境	 ● 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生を対象に、高校に入学できる基礎学力を身につけるために、月4回(1回2時間以内)の家庭訪問による学習支援を行います。 ● 各学校の創意工夫と地域の自然、伝統、文化、人材を活用して魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育む教育を実践します。 ● 学校の食育計画に基づいて、栄養士や栄養教諭、担任が食育の指導・授業を行います。 ● 給食に対する理解を深めるため、在校生の保護者を対象に試食会や出前講座を行うほか、就学前児童の保護者に来入児説明会において食の大切さを説明します。 			福祉課学校教育課
	や学習内容の充 実	●教員相互による授業研究			福祉課 学校教育課
	③ 思春期対策	 ■ 思春期の心と体の健康づくりに関する正しい知識の普及を図るため、学校等関係者と連携し、情報提供や健康教育等を実施します。また、命を育むことの大切さや望ましい時期についても啓発します。 ● 思春期保健の充実に向け、学校・保健福祉事務所・産婦人科病院などの関係機関と連携を図ります。 ● 次代の親となる中学生や高校生が、「子育て」をイメージできるよう、乳幼児とのふれあいや新米パパ・ママとの懇談など、子育てが身近に実感できる機会を設けます。 			健康推進課市立産婦人科病院
		●命の学級 ■思春期保健連携会議 ●SOSの出し方に関する教育□ ●子育で体験事業			健康推進課 市立産婦人 科病院

基本 基本 目標 施策	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※ 修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
	(4) 若者の職業的自	● 将来、地域での就業を促進するため、小中学生のころから地元の産業や仕事の魅力に触れ、地域に愛着を感じてもらうとともに職業意識を高めるキャリア教育(職業体験、職場見学会など)の推進を図ります。 ● ハローワーク、上田職業安定協会などの関係機関と連携し、高校生や大学生等を対象とした事業所見学会、就活フェアや就職面接会を開催し、地域企業との雇用マッチングに向けた取組を推進します。 ● 地域企業との雇用マッチングに向けた取組を推進します。 ● 地域企業におけるインターンシップの効果的な導入の支援や、地元で働く若手社員と若者が交流できる機会を設けるなど、上田で学び育った若者や地元を離れた若者の地域企業への就職促進に一層取り組みます。 ●ジョブカフェ信州(注)や若者サポートステーション・シナノ(注)と連携し、若者に対する就職支援事業の充実を図ります。			学校教育課 地域雇用推 進課
	立のための支援	●小中学生の職業体験、職場見学会の開催 ●事業所見学会、就活フェア、就職面接会等の開催 ●高校の進路指導教諭と求人企業の人事担当者の情報交換会の開催 ●企業ガイドブックの作成やウェブサイトによる地域企業情報の提供 ●ジョブカフェ信州(注)、若者サポートステーション・シナノ(注)と連携した就職個別相談や就職支援セミナーの開催			学校教育課 地域雇用推 進課
		● 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、子どもにかかわる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。 ● 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に、自治会・青少年団体・学校・公民館が連携をとりながら青少年健全育成運動を推進します。青少年の健全育成のための各種講座を開催します。 ● 子どもの自然体験、生活体験の充実を図ります。 ● 高齢者、異年齢児、外国につながる住民、障がい者等の地域のさまざまな人と交流する等の社会的な経験の充実を図ります。 ● 家族の団らん、家庭におけるお手伝いや生活習慣の確立など、家庭教育の意識啓発を図ります。 ● 児童・青少年の健全育成と非行防止のため、関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図ります。 ● 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めます			生活環境課 生涯学習・ 文化財課
		●防犯ボランティア等によるパトロール活動 ●公民館、青少年団体等による体験活動			生活環境課 生涯学習・ 文化財課
п		発達に遅れや偏りがある子ども・・・			障がい者 支 接続 せい を せい で
(1) 支援 家庭	爱が必要な子ども・ への支援の充実	行うための体制整備が求められています。 ● 療育のための通所施設として、児童発達支援センター、放課後等デイサービス(注)事業所がありますが、人材不足等もあり、いずれも利用ニーズに応えられない状況にあることから、広域的な課題として捉え、関係機関と連携して対応していく必要があります。			

施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※ 修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
	 ● 保育所、幼稚園における障がいのある子どもの入園が増加していることから、研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、専門的な対応が可能な体制の強化を図るとともに、医療的ケアの必要な子どもについても、集団生活の中で健やかな成長を育むことができるよう、受入態勢を整備する必要があります。 ひとり親家庭・・・ ● 近年、社会情勢の変化とともに、結婚観や家族観の違いなどのさまざまな理由により、未入籍による出産や離婚など、ひとり親家庭は一定の世帯数で推移しています。平成30年度の上田市におけるひとり親家庭数は2,039世帯で、このうち母子家庭が1,859世帯、父子家庭が180世帯です。ひとり親家庭は、子育てや家事、生計の維持をひとりで担わなければならないため、日常生活面においてさ 			障がい者 支援課 発達相談 センター
	まざまな困難に直面していることから総合的な家庭支援が必要とされています。 外国につながる子ども・・・ ● 上田市には、おおよそ60ヶ国、4,000人を超える外国籍の人が、さまざまな言語で生活しています。外国籍市民は増加及び定住化傾向であり、子育て、教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じていて、高齢化問題も徐々に出てきています。また『出入国管理及び難民認定法』の改正により、今後さらに多くの外国籍市民が増えることが予想されます。 ● 外国につながる市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国につながる子どもたちは、ともに将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取組が必要です。			健体人生子育保学校教育
1	 ● 乳幼児健診や教室において、各月齢の発達の確認を保護者とともに行い、必要に応じて、発達の相談や親子教室等の支援を行います。また、医療機関や関係機関と連携し早期に支援体制をつくります。 ● 子どもの発達が気になったとき、子どもにかかわる保育所、幼稚園、学校及び行政それぞれの関係機関が連携して相談、支援ができる体制の充実を図ります。 ● 市独自の支援ノート「つなぐ」を活用して、成長段階に応じた継続支援を行います。 ● 発達障がいに関する正しい理解と対応のための講演会や、保護者支援のための教室の開催等の充実を図ります。 			発達相談ンター健康推進
発達に遅れ 偏りがある子と への支援の充	●発達相談センターで行う各種教室、相談 ・専門職(専門医)による発達相談□親子教室たんぽぽ ・たんぽぽ広場 □感覚を育てる運動教室 ・ペアレント・トレーニング(保護者・支援者向け) 「動稚園巡回相談 ●市民向け発達講演会の開催□ ●支援ノート「つなぐ」の発行と利用促進 ●乳幼児自閉症チェックリスト(MーCHAT)による発達確認 ●発達を促す相談(PT相談・OT相談) ■ことばの相談□ □●発達支援教室			発達相談 ンター 健康推進
② 障がいのある どもへの支援の 実				障がい者 援保課件 保健独生 福祉校教相 学発ター
	 ●発達支援連携会議 ●障がい児福祉サービスの提供 ・児童発達支援・放課後等デイサービス(注)・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援E障害児相談支援 ・地域生活支援事業(日中一時、移動支援)など ●障害者手帳の受付、相談 □ ●自立支援医療給付 ●福祉医療費給付金事業□ □ ●専門職による巡回指導事業 ●発達支援担当保育士研修事業□ □ ●特別支援教育支援員の配置 			職がい者 援課課報 保健福祉校 を を 発達 を を を を を を を を を を を を を を を を

基本 基本 目標 施第	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
	3	 ● ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための経済的支援、ひとり親及びその子の医療費の助成を行います。また、経済的な理由で小中学校に就学することが困難な子どもの保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。 ● 献業の際に有利であり、生活の安定につながる資格取得に対する支援を行います。 ● 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。 			子育て・子 育ち支援課 学校教育課 福祉課
	ひとり親家庭への支援	●児童扶養手当の支給 ●ひとり親家庭生活・学習支援事業 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●福祉医療費給付金事業(母子・父子) ●自立支援教育訓練給付金の支給 ●のとり親家庭の交流事業 ●高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給 ●ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の設置 ●要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給			子育で・子 育ち支援課 学校教育課 福祉課
	④外国につながる 子どもへの支援・ 配慮	 ・ 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努め、関係課との連携により、各種通知等の翻訳や通訳同行を行うとともに、外国につながる子どもたちの進路選択の幅を広げるため、教育を受ける環境の提供と進学・就労に関する援助を行います。 ● 外国の文化・習慣・指導上の配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながる子どもなどが園生活に慣れるよう配慮します。 ● 市内小中学校に在籍する外国につながる子どもに、日本の生活習慣の指導を行い学校生活への早期適応を図るとともに、日本語の教育・指導をし、授業における学習の補助を行います。 			人権男女共 生課 学校教育課 保育課
		●入学前の就学案内(教育ガイダンス、進学ガイダンス) ●学校への学習支援ボランティアの派遣 ●学校における国際理解教育 ●集中日本語教室「虹のかけはし」 ●外国人児童生徒生活支援員の配置			人権男女共 生課 学校教育課 保育課
対急	童虐待 防止 後と社会的養護体)充実	 ● 平成28年度に『児童福祉法』が改正され、すべての児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等といった権利を有することが明確化されました。しかしながら、子どもへの身体的・精神的な暴力、養育拒否などの児童虐待は年々増加傾向にあり、平成30年度の上田市における児童虐待相談件数は199件ありました。全国的には、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たない状況の中で、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、早期発見、早期対応につなげるために、関係機関の連携による対応が必要となっています。 ● 児童虐待は、どの家庭にでも起こり得るものであり、子育て支援策を通して発生の予防に努めるとともに、早期発見、迅速・的確な対応のためには、専門的な資格を有する人材等を育成し、妊娠期から社会的自立に至るまで切れ目なく包括的・継続的な支援が行われるよう、体制の充実が必要です。 ● 子どもや子育て中の親が孤立することがないよう、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実や意識の醸成が肝要です。 	・「基本施策」中に「等」を追加 ・「現状と課題」等中に追加 ● 本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」が大きな社会問題になっています。しかし、ヤングケアラーとお手伝いの境界が曖昧であったり、家族やケアラー自身に自覚がなく、又、家庭内の問題であるため表面化しにくく深刻化しやすい傾向があります。この状態が継続した場合には、その子どもの生活・健康・その後の人生においてマイナスな影響が生じる可能性があります。	ヤングケアラー対応を含 めるため。	子育で・子育ち支援課
	① 児童虐待の 発生予防、早期 発見・早期対応	 ● 子どもの人権の尊重、保護の促進について定める『子どもの権利に関する条約』及び『児童福祉法』に基づき、子どもの視点に立った支援を推進します。 ● 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点(注)」を設置し、虐待 発生の未然防止、発生時の早期発見、早期対応のための機能強化を図ります。 ● 虐待通報や個別のケース対応にあたる市職員が講習会等に参加し、対応能力の向上を図ります。 ● 妊娠期から支援を必要とする家庭と早期にかかわりを持つとともに、乳幼児健康診査等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問で家庭状況を把握し、関係機関と連携を取ることにより、虐待発生の未然防止に努めます。 ● 学校にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童虐待の早期発見への対応や発見時において児童に対する心のケア等を行います。 	・「施策の内容」中に「 <u>等</u> 」を追加 ・「現状と課題」等中に「 <u>等</u> 」を追加	ヤングケアラー対応を含 めるため。	子育で・子 育ち支援課 健康推進課
		●子ども家庭総合支援拠点(注)の設置、運営 ●子育て世代包括支援センター(注)事業 ●妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談 ●乳児家庭全戸訪問事業			子育で・子育 ち支援課 健康推進課
	携強化及び相談・	 ● 虐待を受けた児童に対する支援体制の強化及び医療、警察、保健、福祉、教育などの関係機関が連携して児童虐待への対応を行うために設置した「要保護児童対策地域協議会(注)」により、関係機関との情報の共有、連携強化を図ります。 ● 家庭における適切な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置するとともに、相談に応じ必要な助言や支援を行います。 ● 講演会や啓発活動を通じて、児童虐待の防止 に努めるとともに、虐待通告への協力を広く呼びかけ、地域の理解を深めます。 	・「現状と課題」等中に 「 <u>やヤングケアラーの理解</u> <u>等</u> 」 を追加。	ヤングケアラー対応を含 めるため。	子育で・子 育ち支援課
	啓発活動の充実	●要保護児童対策地域協議会(注)の開催□●家庭児童相談の実施、相談員の設置●児童虐待防止 講演会の開催□●児童虐待防止 啓発活動の実施●チャイルドライン(注)事業への支援	・「現状と課題」等中に「 <u>等</u> 」を追加	ヤングケアラー対応を含 めるため。	子育で・子 育ち支援課

基本施策	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
	③ 社会的養護の充 実	 ● 保護、適切な養育が必要な児童の最善の利益となるよう、児童相談所等の関係機関とさらなる連携強化を図ります。また、児童の家庭・社会復帰などの支援について関係機関との連携を図ります。 ● 子どもの養育について支援の必要性が特に高いと判断する家庭に対して、保健師・助産師・看護師等が訪問して助言・指導を行うことにより、適切な養育が行われるための支援を行います。 ● 保護者の疾病、仕事等により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、子どもが安心して生活できる環境が必要であることから、施設において一時的に保護・養育を行うショートスティ事業などを行います。 ● 子育て中の親が孤立しないよう、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安處の緩和を図ります。 ● 民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実に努めます。 ● 各地域で民間団体の有志が行っている子どもの居場所づくり事業(注)の周知等をサポートします。 			子育で・子 育ち支援課 健康推進課
		●養育支援訪問事業 ●見守りし合わせ支援事業 ●専門的相談事業 ●子育で短期支援事業(ショートステイ事業) ●夜間支援事業(トワイライトステイ事業) ●地域子育で支援拠点事業 ●利用者支援事業 ●子どもの居場所づくり事業(注)への支援			子育で・子 育ち支援課 健康推進課
´(3) 子ども 生	oの貧困対策の推	 ● 未来を担う子どもたちが、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることは、子ども自身にとっても社会にとっても必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう子どもたちの成育環境を整備するとともに、すべての子どもに平等な教育機会を与え、保護者への生活の支援、就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何より重要です。 ● 平成29年に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭※の割合が11.1%、周辺家庭※の割合が31.7%でした。(※P.17参照) ● 二一ズ調査では、「過去1年間に経済的な理由により困ったことがあった・ときどきあった・まれにあった」と回答した家庭は、2割程度ありました。また、生活に困った場合について受けたい支援では、「生活や就学のための経済補助」「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」「安価な食事の提供」「低家賃で住める場所の提供」「地域における子どもの居場所の提供」などの割合が高く、保護者の就労や経済的な支援だけでなく、子どもへの学習支援や家庭全体への生活の支援、地域で支える仕組みが必要です。 ● 子どもの貧困対策に取り組むにあたっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要があります。また、対象となる子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮するととのないよう十分留意しなければいけません。 ● 子どもの貧困対策は、子どもの成長段階に即して切れ自なく必要な支援を行い、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。 ● 生活困窮家庭※は、自ら困難を訴えることが少ないことから、早期発見、早期支援に努め、社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図り、子ども及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む必要があります。(※P.17参照) 			子育 5 交換 音 字 校 教 音 要 求 化 以 背 课 財 计 化 以 背 课 财 计 化 以 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计
	① 早期発見のため の取組	 ● 保健、福祉、教育などの関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う中で、家庭状況の把握に努めます。 ● 子どもの貧困の実態は、見えにくく、捉えづらいことから、貧困家庭の孤立化の防止や、要支援家庭の課題を早期に発見するため、関係機関等と連携・協力して実態を適切に把握するととして、積極的な訪問の実施や相談事業等を行うことにより早期発見、支援につなげる体制を強化します。また、生活相談で可能な限り世帯状況を把握して、関係課に支援対策の協力を求めます。 ● 妊娠届出時の際、経済的な課題を抱えている妊婦に対し、相談窓口を案内し早期対応を実施します。 ● 保育所等は、子ども達の心身の健全な発達にふさわしい生活の場を提供するという役割に加え、子どもや保護者の心身の状況にいち早く気づき、日々のかかわりの中で家庭の状況や問題を把握し、適切な支援に結び付けます。 ● 生活保護法、生活困窮者自立支援制度 ● 妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談 			子育康子子 表
		●乳児家庭全戸訪問事業 ●要保護児童対策地域協議会(注)の開催 ●子ども家庭総合支援拠点(注)の設置、運営 ●家庭児童相談の実施、相談員の設置 ●チャイルドライン(注)事業への支援 ●養育支援訪問事業 ●見守りし合わせ支援事業			子育で・子 育ち支援課 健康推進課 保育課 福祉課 学校教育課
	② 教育の支援	 ■ 『生活保護法』の適用により、義務教育に要する費用を支給するとともに、高等学校等への進学を支援します。 ● ひとり親家庭の子どもが経済的理由で学びたいことが学べないといった進路の選択肢が限られることがないよう、子どもたちの学びの機会を応援します。 ● 子どもが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由で困窮する保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。 			子育で・子 育ち支援課 福祉課 学校教育課
		●生活保護法、生活困窮者自立支援制度(子どもの学習支援事業)●ひとり親家庭等生活・学習支援事業 ●要保護及び準保護児童生徒援助費の支給			子育で・子 育ち支援課 福祉課 学校教育課

基本目標	基本施策	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章 (ゴシック体)	理由等	担当課
			● 貧困の連鎖を予防する観点から、『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障するとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、自立の助長、生活の向上を図ります。 ● 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭の親のさまざまな課題に対応した相談・支援を行い、生活の安定を図ります。			福祉課 子育て・子 育ち支援課
		③ 生活の支援	●生活保護法、生活困窮者自立支援制度 ●ひとり親家庭等生活・学習支援事業 ●ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置 ●自立支援教育訓練給付金の支給 ●高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給			福祉課 子育て・子 育ち支援課
		④保護者に対する	 ● 離職者に対する生活困窮者自立支援制度の就労支援事業の活用を条件とした家賃補助を行います。 ● 就労支援事業や就労準備支援事業を提案し、自立に向けた支援を行います。 ● ハローワーク等と連携し、就業相談への対応や就業情報の提供、職業紹介等を行います。 ● 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。 ● ひとり親家庭に対して就業に有利であり、生活の安定・向上につながる資格取得や学び直しを支援します。 			子育で・子 育ち支援課 福祉課
		就労の支援	●生活保護法、生活困窮者自立支援制度□ ●自立支援教育訓練給付金の支給 ●ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給			子育で・子育 ち支援課 福祉課
		⑤ 経済的支援	 ● 『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障し、経済的な安定を図ります。 ● 経済的な理由により必要な医療が受けられないことがないよう、中学生以下 の児童及びひとり親家庭に対し、医療費を助成します。 ● 家計の収支を把握し、家計再生支援を行います。 ● ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金等による経済的支援を行います。 	中学生以下(令和5年度からは18歳以下)	令和5年度から対象年齢 を拡大して実施するため。	子育で・子 育ち支援課 福祉課
			●生活保護法、生活困窮者自立支援制度□●福祉医療費給付金事業●児童扶養手当の支給□●母子父子寡婦福祉資金の貸付			子育で・子育 ち支援課 福祉課
		⑥ 地域活動への支援	 ● 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。 ● 子どもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っている子どもの居場所づくり事業(注)やフードバンク事業(注)等をサポートします。 ● 地域住民が子どもの貧困の状況・背景を理解し、学習支援、居場所づくり等を支えていく取組につなげていきます。 			子育で・子 育ち支援課 生涯学習・ 文化財課
			●要保護児童対策地域協議会(注)の開催□ ●子どもの居場所づくり事業(注)への支援 ●フードバンク事業(注)への支援□ ●チャイルドライン(注)事業への支援 ●子どもの貧困の状況・背景を住民向けに啓発する活動			子育で・子育 ち支援課 生涯学習・文 化財課
Ш		で家庭への相 報提供の充実	 ● 家族の構成や兄弟姉妹の数が減っていることなどから、子どもが生まれるまで、子育てを経験したことがない人が増えてきており、「子どもの育て方が分からない」など育児に不安を感じている人は少なくありません。 ● インターネットの情報に振り回される親たちもおり、混乱・誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまづきのリスクも高くなっています。 ● 身近に困りごとや不安を気軽に相談できる相手がいない、また、悩みを相談できないなど孤独な環境で子育てする人も増えてきています。 ● 土一ズ調査によると、日ごろから日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる割合は、32.5%、「いずれもいない」の割合は11.2%でした。また、子どもの子育でをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる/ある」の割合が92.1%.で、「いずれもいない」の割合は7.2%でした。また、子どもの子育でをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる/ある」の割合が92.1%.で、「いずれもいない」の割合は7.2%でした。こうした傾向は、比較的に上田市で居住する年数が短い方にあり、上田市に移住・定住する上で、相談体制の充実とわかりやすい情報の提供が必要となっています。 ● 子育ての環境整備の充実のために希望する支援策について、「子どもの発達に関する相談事業や支援を充実して欲しい」の割合が就学前児童の保護者で18.2%、就学児童の保護者で17.5%でした。 ● 子育でに関する不安感・負担感を持ち、子育で家庭の戸惑いや、生活の変化、日常の生活を支えるための相談事業に対するニーズは高いものがあります。 ● 子育で支援センターや子育てひろばでは、子育でに関する相談業務、講座の開催、情報発信を行っていますが、ニーズ調査では、子育て中の親同士など地域の人と情報交換や交流できる場や機会を設けてほしいという要望も多くあります。 ● 子育でには、母親、父親だけでなく、祖父母や地域の方のサポートが必要であり、家庭以外の多くの人のかかわりが子どもの人間形成においても不可欠となっています。 ● 都心から90分というアクセスの良さと、降水量が少なく日照時間が長いという気象条件の良さ、また災害の少ない穏やかな気候風土の良さか、出生数は減少傾向である一方で、転入者数は転出者数を上回っています。こうした状況から、人口の減少化にあっては、移住定住者支援は、重要な施策となっています。このため、上田市の魅力を発信し、近い将来の上田市民となっていただけるよう、体験ツアーの開催や情報の提供などの充実が必要となっています。 			子育で・子 育ち支援課 移住交流推 進課

基本施策	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
0	① 子育で相談体制 の充実	 ● 子育で家庭の身近な場所において、不安や孤立感を抱えやすい低出生体重児や双胎児などの養育をしている個々のケースに適切に対応できるよう各種相談や情報提供の充実を図ります。関係機関と連絡調整を図るとともに相談機関の周知や利用しやすい体制整備に努めます。 ● 上田市への移住を検討する子育で世代に対し、移住セミナー時に「子育で応援ハンドブック(注)」等により子育で支援情報の提供を行います。 ● 移住体験ツアーでの子育で支援施設等の見学会を実施します。 ● 保育所・幼稚園等では、未就園の乳幼児を持つ家庭を対象とした園開放や育児講座を行うことで、就園前の不安感の緩和を図ります。 ● 子育でに関する総合的な窓口として、「地域子育で支援拠点」や「子育で世代包括支援センター」の機能強化を行います。 ● 子育で支援に関する、多様なニーズに対応するため、研修などを通して支援者の質の向上を図ります。 ● 孫育で応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育でにかかわれるよう応援します。 ● AI (人工知能)やIOT(モノのインターネット)などの新たな情報通信技術を活用した子育で支援情報の発信や相談機能の充実を検討します。 			健康推進計 移住交 進課 課 保育 子育 ち支援 設 書 で ・ で 表 き で 表 き で き き で き き き き き き き き き き
		●利用者支援事業□ □●地域子育て支援拠点事業 ●保育所・幼稚園等における園開放情報の提供 ●子育て支援情報のメール配信 ●AIチャットによる対話型FAQサービス ●子育て支援センター通信発行 ●子育て応援ハンドブック(注)の配布 ●孫育て応援ハンドブックの作成と講座の開催 ●赤ちゃん手帳、子どもの急な病気・けが困ったときのガイドブック、子どもの食ノートの配布 ●育児110番□ □●園開放□ ●育児講座 ●移住セミナー□ ●移住体験ツアー			健康推進 移住交流 進課 保育課 子育ち支援語
Q.	2)	 ▶ 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック(注)」等により子育て支援情報の提供を行います。 ▶ 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学を実施します。 ● 子どもまたはその保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。 ● 市の広報・ホームページ・メール等を活用して、積極的に子育てに関する情報をよりわかりやすく市内外へ提供します。 ● 孫育で応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育でに関われるよう応援します。 ● AI(人工知能)やIOT(モノのインターネット)などの新たな情報通信技術を活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実を検討します。 			子育で・子育ち支援語移住交流: 進課
		●利用者支援事業□ □ ●地域子育て支援拠点事業 ●保育所・幼稚園等における園開放情報の提供 ●子育て支援情報のメール配信 □ ●AIチャットボットによる対話型FAQサービス ●結婚~子育て応援サイト&アプリ「うえだ家族」による情報の提供 ●子育て支援センター通信発行□ ●子育で応援ハンドブック(注)の配布 ●孫育て応援ハンドブックの作成と講座の開催 ●移住セミナー□ ●移住体験ツアー			子育で・子育ち支援 育ち支援 移住交流 進課
	③地域子育て支援	 ● 乳幼児とその保護者の相互の交流の場の提供とともに、子育て講座、相談、情報提供を行い地域の子育て支援機能の充実と地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子どもの健やかな育ちを促進するとともに、多様化する子育てニーズに対応し、子育ての不安感を緩和できる仕組みづくり、体制づくりを検討していきます。 ● ニーズにあわせた出張相談会、サークル活動等の場の提供を引き続き行います。 			子育で・子育ち支援
₽		●地域子育で支援拠点事業□●子育で支援センター通信発行●保育所・幼稚園等における園開放情報の提供			子育で・子育ち支援
(2) 経済的	的負担の軽減	 ● 20歳代や30歳代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由の一つとして「子育でや教育にお金がかかりすぎるから」という理由があります。子育でや教育にかかる費用の負担の軽減を求める声は、ニーズ調査においても平成25年度の前回調査と同様に多くなっています。 ● 多子世帯の保育料等の軽減措置が拡充されるなど、保育料、教育費の負担軽減に取り組んできたこともあり、ニーズ調査によると、子育での環境整備の充実のために希望する支援策として、「保育園や幼稚園等にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合は、前回調査に比べ減少しています。一方で、過去1年間に経済的な理由で困ったことがあると回答した方に限っては、「保育園や幼稚園等にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合がほかに比べ79%と高くなっています。 ● 幼児教育の重要性や少子化を背景に、幼児教育・保育の無償化が実施され、経済的負担の軽減が図られていますが、3歳未満児については、無償化の対象が限定されることなどから、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。 			保育課 子育で・子 育ち支援記

基本目標		施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※ 修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章 (ゴシック体)	理由等	担当課
		①	 予育て世帯の経済的支援を図るため、中学3年生までの児童を養育している方に児童手当を支給します。また、出生から中学校3年生まで の子どもの医療費を助成します。 多子世帯の保育料等の軽減措置の拡充に取り組みます。 保育所等における副食費の負担軽減に取り組みます。 実費徴収に係る補足給付事業(新制度未移行の幼稚園における副食材料費の負担減免)に取り組みます。 	中学校3年生まで(合和5年度からは18歳以下)	令和5年度から対象年齢 を拡大して実施するため。	保育課 子育て・子 育ち支援課 福祉課
			●児童手当の支給□ □●福祉医療費給付金事業●保育料の軽減措置□ □●実費徴収に係る補足給付事業			保育課 子育て・子育ち 支援課 福祉課
		② 幼児教育・保育 の無償化の円滑	● 幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等を利用する保護者の利便性を向上するため、原則、施設を通じた保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、年4回以上の償還払いとなるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。			保育課
		な実施	●子育てのための施設等利用給付			保育課
	(3) いじ 進	め防止対策の推	■ 認知したいじめの件数が全国的に増加する中、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整備し、すべての児童生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、いじめへの防止対策を推進していく必要があります。			学校教育課
			● 悩みを抱える児童生徒を支援するため、教育相談所による相談、心の教室相談員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣など相談体制の充実を図ります。			学校教育課
		2	● 上田市いじめ防止基本方針を定め、いじめ問題対策連絡協議会を開催し関係機関との情報共有を図っています。また、学校では道徳教育等を学ぶことによって、いじめのあらゆる問題についての児童生徒の理解を深めます。			学校教育課
		取組	●教育相談所による相談□ ●心の教室相談員の配置 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣 ●SOSの出し方に関する教育の実施			学校教育課
IV		ţコミュニティーの 子どもを育む	 ● 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況にあります。 ● ニーズ調査では、上田市での居住年数が1年、5年未満などの短い家庭において、気軽に相談できたり、緊急時等に子どもをみてもらえたりする方の存在がいない割合が高くなっています。また、子育ての環境整備の充実として「子育て中の親同士で子育てを手伝いあえる仕組みが欲しい」の割合が、前回調査よりも増加しています。 ● 子どもの健やかな育ちと子育でを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題であり、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動を推進、実施しています。 ● 子育てを支援する団体と子育でサークルが、ネットワークをつくって情報交換、連絡会議を行っています。子育て家庭の横のつながりを広げ、子育て仲間を増やせるよう子育でサークル等への支援の充実が必要です。 			子育で・子育ち支援課
		Δ.	 ◆ 仕事と育児の両立のための環境を整備するため、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)による、子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター(注)の活性化を図ります。 ◆ 地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育てサポーター養成講座を開催し、子育て支援センター、児童館などで開催する子育でひろばやサークルの活動の場などで、利用者の話し相手や子どもたちの見守りの活動を行う子育でサポーターの充実を図ります。 ◆ 子育で中の親同士で子育でを助け合える仕組みの検討を行います。 ◆ 地域全体で子育て家庭を応援する「ながの子育で家庭優待パスポート(注)」の利用促進を図ります。 ◆ 子育でを行う人たちがともに学び合い、仲間づくりを行うことを支援するため、公民館などが子育で支援に関する講座や交流事業を開催します。 			子育で・子 育ち支援課
			●ファミリー・サポート・センター(注)事業 ●子育てサポーター養成講座 ●ながの子育て家庭優待パスポート(注)事業 ●公民館による子育て支援講座や交流事業の開催			子育で・子育ち支援課

基本施策	施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
	② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化	 予育て世帯が、地域、社会のあらゆる構成員の多様な知識や経験を有するさまざまな世代から助言・支援を受けることができる環境づくりを推進します。 身近な地域での人とのかかわりや地域活動への参加など地域全体で子育て家族を支援できるように子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員・児童委員及び主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、NPOなど関係機関のネットワークの強化を図ります。 地域において、互いに支えあう子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保します。 子育てを支援する団体やサークル等の活動を支援します。 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。 子どもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っている子どもの居場所づくり事業(注)やフードバンク事業(注)の周知等をサポートします。 予育て家族応援事業□ ●子育て関連団体等との連携 			子育で・子育ち支援課
		●子どもの居場所づくり事業(注)への支援 ●フードバンク事業(注)への支援			子育で・子 育ち支援課
(2) 子育 の整備		 予育て家庭が安心して暮らすため、また、安心して子どもを産み育てるためには、子育てに配慮した住環境、子育てしやすい生活環境が必要とされています。 ニーズ調査では、子育て環境や支援の満足度として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多く、就学前の児童を持つ家庭で64%と最も多くなっており、また、雨天でも気軽に楽しめる施設の整備も要望としてあります。 子どもや子育て家庭がより安全・快適に暮らし過ごすため、身近な公園の整備や公共施設等のバリアフリー化など環境の整備を充実させていく必要があります。 上田市における55箇所の都市公園については、開園から30年以上経過する公園が65%以上、その他の児童遊園地についても大半が、整備後、数十年経過しており、遊具などの公園施設等の老朽化が進んでいます。このため、公園施設長寿命化計画を基に公園の遊具等の更新、改築、改修による公園整備を進める必要があります。 平成30年3月に策定した「上田市市営住宅等長寿命化計画」において、"安全・安心・快適に暮らせる、笑顔あふれる住まいづくりをめざして"を基本理念として、"誰もが安定した居住を確保できる住まいづくり"を基本目標の一つとして掲げています。 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン(注)の考え方を踏まえた公共施設等の設計を行ってきました。引き続き、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計基準(注)」により、乳幼児用のいすやベットを設けたトイレ、授乳のためのスペース等、乳幼児連れの利用者に配慮した公共施設の整備を推進していく必要があります。 歩行者、自転車、車が混在する道幅の狭い道路では、通行区分があいまいなため、誰もが安心・安全で利用しやすい道路環境の整備が必要です。 乳幼児を連れての外出時には、オムツ替え・授乳ができる場所が必要です。乳幼児を連れての外出時の負担を軽減するために、子ども連れの家族に配慮した「赤ちゃんステーション(注)」の啓発、情報提供を行っています。 			都市計画課 住宅架課 土木市計・ 主本市計・ 主本市市で支援課 子育ち支援課
	① 身近な公園・ひ ろば等の整備	 ● 子どもが安心して遊べる公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園を生かした公園施設のリニューアルについて検討します。また、公園施設長寿命化対策支援事業等による遊具などの公園施設の更新、改築を行い、公園利用者の安全・安心を確保します。 ●子どもがのびのびと遊べるように、また、子育て中の親子や地域の住民等が交流し、憩うことができるように、コミュニティ助成事業等を活用しながら市民協働による身近な公園・広場等の整備を図ります。 ● 天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設の整備にあたっては、既存の施設を含めた利用方法や施設整備の事業を検討します。 ● 子どもがのびのびと遊べるように、また、子育て中の親子や地域の住民等が交流し、憩うことができるように、地域の方々の地域における遊び場への理解に努めます。 ●公園施設長寿命化対策支援事業 			都市計画課都市計画課
•		● 市営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て世帯への良質な住宅の供給に努めます。			
	② 良質な住宅の整 備	● 一定所得以下の「ひとり親世帯」及び「多子世帯」等が市営住宅への入居を希望する場合は、一般の申込者より抽選回数または 抽選倍率を優遇している優先枠での申し込みを可能とします。			住宅課
	νm	●市営住宅「優先入居枠制度」			住宅課
-	дио сли	 ● バリアフリー化や点字、音声等による案内、誘導など、ユニバーサルデザイン(注)に配慮した公共施設や道路環境の整備を推進します。 ● 通学路やお散歩コースの安全対策を進め、安心して通行できる道づくりを目指します。 ● 乳幼児を抱える家族がオムツ替えや授乳等で気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんステーション(注)」の拡大を図ります。 			土木課 都市計画課 建築課 子育で・子育 ち支援課
	きる環境の整備	●バリアフリー化推進事業□ ●歩道新設事業□●無電柱化事業□ ●赤ちゃんステーション(注)事業			土木課 都市計画課 嫌楽課 子育で・子育ち支 提課

基本 基目標 施		現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
) 子どもを事故や犯罪 ら守る環境づくり	● 子どもの交通事故件数は、年々減少していますが、自転車乗車中及び歩行中の交通事故が多く、交通ルールの遵守、自転車運転マナーの向上が急務となっています。交通安全に関しては、幼児・児童、生徒が被害に遭うことを防ぐために、交通安全教室を積極的に開催するとともに、小学生に対するヘルメットの配布を継続実施し、関係機関、団体と連携した安全な道路環境の整備を進めることが求められています。 ● 全国各地で発生している子どもを対象とした凶悪犯罪は、上田市においては発生が無いものの、声かけ等の不審者情報は数多く寄せられていることから、登下校時の子どもの安全確保が引き続き重要な課題となっています。また、青少年健全育成の対策から上田市暴走族等対策会議のメンバー、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。 ● 子どもの事故は、小さな事故から命にかかわる大きな事故まで、その内容はさまざまです。子どもの事故には、周りの大人が、子どもの年齢や成長段階に応じた特性と行動を知り、適切な対策をとることで、防げるものがあります。 ● 近年、子どもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなど電子メディアを利用する機会が増加する中、長時間利用による生活習慣の乱れや依存症、インターネット上の違法・有害情報サイトに起因する犯罪や交友関係のトラブルに子どもたちが巻き込まれるケースが多発するなど、さまざまな問題が深刻化しています。これらの問題を予防するため、これからの子どもたちは、「情報活用能力」と「情報モラル」の両面から学び、自ら考えて使用・行動する力を身に付けることが求められています。また、有害自動販売機などの地域の有害環境への対応なども含め、有害情報から子どもを守る体制の整備が求められています。			生活環境課 生涯学習・ 文化財課
	① 子どもの交通安全の確保	 全児童に対する子どもの登下校用ヘルメット、自転車専用ヘルメットの配布と着用推進を図り、子どもの交通安全教室や関係機関等による通学路での街頭指導を推進するとともに、ドライバーに対する交通マナー向上の啓発に努めます。 子育て世代を対象とした交通安全教育を行うとともに、チャイルドシートの効果と正しい使用方法の啓発に努めます。 地域住民、学校、PTA、警察等関係機関と連携して、安全な道路環境の整備、補修等を行い、子どもが安心して登下校できる道路環境づくりを推進します。 			生活環境課学校教育課
		●交通安全啓発講座□●児童用のヘルメット配布●関係機関等による街頭指導活動			生活環境課 学校教育課
	② 子どもを犯罪等 から守る活動	 ■ 出前講座等により、家庭や地域の防犯意識の高揚を図り、子ども自らが危険を回避するための防犯知識の周知に努めるとともに、「防犯当番」制度、「こどもを守る安心の家(注)」の普及啓発を推進します。 ● 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、子どもにかかわる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。 ● 防犯灯の設置補助など環境整備を進めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。 ● 声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、メールで情報を発信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。 			生活環境課
		●防犯灯設置補助事業□□ ●防犯講座 ●不審者情報のメール配信			生活環境課
	③ 子どもを事故か ら守る活動	● 出前講座等により、誤飲、転落、転倒、やけどといった子どもの事故防止の啓発を行うとともに、保育所、幼稚園等での安全対策の整備と情報共有を図ります。			生活環境課健康推進課
	④ 青少年を有害環境・有害情報から 守るための取組の	 ● 地域の有害環境への対応や、電子メディア上の有害情報対策を推進するため、関係機関等との連携を図ります。また、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の利用促進に向けた情報の周知を図ります。 ● 電子メディアによる影響と適切な利用方法について、子ども、学校、家庭、地域の共通認識とするため、講演会・講座の開催・チランの作成等により啓発活動を進めます。 			生涯学習· 文化財課
	推進	●電子メディアの利用に係る啓発活動□ ●環境浄化活動●街頭補導活動□ □ ●「心の教育推進プラン」の推進			生涯学習· 文化財課
_) フーク・ライフ・バラン D推進	 □ ワーク・ライフ・バランス(注)を支援するための制度だけを用意しても、それだけでは実現できません。企業等に制度だけはあっても、ほとんど利用されていないケースも見受けられ、社内等に定着させるためには、働き方の改革、職場の風土づくりといった、日常的な取組を行う必要があります。 ● 出産、子育てを理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、働きながら子育でできる多様な働き方に対応した支援を行う必要があります。 ● 二一ズ調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した(取得中である)」の割合が母親で約4割となっており、平成25年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得していない」の割合が約3割となっており、その多くが取得できていない状況です。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が約5割と最も高くなっていますが、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が高くなっています。 ● 子育て家庭を対象に、父親の仲間づくりや子どもとのかかわり方の実践を通して父親の子育てへの参加を推進しています。 			人権男女共 生課 地域雇用推 進課 で・子 育ち支援課

本 施策の内容	現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線	追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当
① 働き方の見直し	 ワーク・ライフ・バランス(注)のワークとライフはどちらか一方という二者択一のものではなく、ワークとライフは互いに相乗効果をもたらすものであり、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。 ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター(注)等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。 			人権男 同参属 地域雇 進課
② 多様な保育サー ビスの充実 (再掲)	- ※ I -(3) 参照			
3	● ワーク・ライフ・バランス(注)を先進的に実施している企業等の取組事例を広報等で紹介するなど、制度整備や利用の利点等を周知します。			人権! 生課 地域! 進課
仕事と子育ての 両立のための基 盤整備	●上田市男女共同参画推進事業者表彰□●男女共同参画推進事業●就職相談、無料職業紹介□●再就職支援セミナーの開催●「ワーク・ライフ・バランス(注)」「働き方改革」推進のための啓発活動			人権! 生課 地域! 進課
4	 職場復帰を支援するため、関係機関等と連携をし、能力開発に向けた研修会や資格取得のための学習機会の充実を図ります。 結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、ハローワーク(マザーズコーナー)等関係機関との連携を強化し、各種情報の収集・提供、再就職のための相談体制の充実、職業紹介の実施やスキルアップセミナーの開催等による支援に取り組みます。 			人権生課地域が
出産・育児後の 職場復帰支援等	●男女共同参画推進事業□●就職相談、無料職業紹介			進課 人権!
	●再就職支援セミナーの開催			地域
⑤父親の子育てへ	 男性にとっても生きやすい社会を目指し、男性の働き方の見直しや固定的性別役割分担意識(注)の解消を推進するため、啓発、広報活動や講座等を開催します。 ◆ 父親の子育ての参加の意義を、子育て世代の父親をはじめ、これから結婚する若い世代から地域で子育てを応援する方々まで啓発するとともに、子どもとの遊び方、家事、育児の仕方などの講座を開催し、父親の家事・育児参加の促進を図ります。 			人権 生課 子育 育ち
の参加の促進	●男女共同参画推進事業□ □ ●父親の子育で参加支援事業			人権! 子育- 支援!
上事と家庭生活の調 の実現に向けた啓	 乗働き世帯の増加や少子高齢化が急速に進行するなかで、地域が活力を維持し、産業・企業が持続的に成長していくためには、将来を担う若者を惹きつけ、育児、介護等に対応できるよう、女性が働きやすい環境整備が求められています。また、男女がともに地域や家庭への参画しやすい、仕事と生活の調和が取れた魅力ある雇用・職場を実現する環境づくりが喫緊の課題となっています。 ● 長野県では、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善を進め、従業員がいきいきと働き続けられるよう多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取組を行う企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー(注)」、また、従業員が仕事と家庭の両立ができるような働きやすい職場環境づくりの取組を行う企業が宣言をする「社員の子育て応接宣言(注)」を推進しており、企業等の仕事と子育ての両立に向けた取組や理解が進んできています。 ● 仕事と子育ての両立のためには、労働者、事業者等がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(注))についての理解を深めることが重要であり、行政と関係機関による啓発をさらに進める必要があります。 ● このような中、2019年4月から「働き方改革関連法」の時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする改正事項が順次施行され、また、正規と非正規の不合理な待遇差の禁止についても、2020年4月から施行されます。 ● 「働き方改革」への取組は、多様な人材がその希望と能力に応じて、健康で安心していきいきと働くことができる職場環境の実現に資するものであり、企業にとっての人材確保・定着、生産性の向上などにつながり、地域全体の発展にもつながるものであることから、企業には労使協働のもとで、それぞれの状況や課題に応じた働き方改革の取組を積極的に推進していく必要があります。 			人権生態
① 男女がともに家	● 働き方の見直しを進めるとともに、固定的性別役割分担意識(注)を改め、男女がともに、また、平等に仕事と家事・育児・介護等の家庭的責任とを両立し、健康で豊かな生活が送れるよう、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。			人権生課
事や育児を担う意 識の啓発	●上田市男女共同参画推進事業者表彰□ ●男女共同参画推進事業 ●ワーク・ライフ・バランス(注)推進のための啓発活動			人権生課
2	● ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター(注)等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。			地域

五十	基本原施策	霊空 施策の内容 現状と課題、施策の内容、主な事業 ※修正・削除等箇所はゴシック体で下線		追加・修正する文章(ゴシック体)	理由等	担当課
		促進	●「ワーク・ライフ・バランス(注)」「働き方改革」推進のための啓発活動			地域雇用推 進課

「第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」

「第5章1 人口の見込み」について

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画(中間年の見直し)

第5章 1 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27 (2015) 年から平成31 (2019) 年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法(※)により推計しました。

(単位:人)

					令和5年度			令和6年度	
年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計画 (a)	見直し ^(b)	増減 (b)-(a)	計画 (a)	見直し (b)	増減 (b)-(a)
O歳	1, 069	1, 057	1, 045	1, 025	992	△ 33	1, 009	985	△ 24
1歳	1, 064	1, 097	1, 085	1, 073	945	Δ 128	1, 051	939	△ 112
2歳	1, 116	1, 076	1, 109	1, 097	1, 033	△ 64	1, 085	1, 025	△ 60
3歳	1, 123	1, 128	1, 087	1, 121	1, 078	△ 43	1, 109	1, 071	△ 38
4歳	1, 261	1, 128	1, 133	1, 092	1, 113	21	1, 126	1, 105	△ 21
5歳	1, 258	1, 265	1, 131	1, 136	1, 132	△ 4	1, 095	1, 125	30
6歳	1, 285	1, 271	1, 278	1, 142	1, 246	104	1, 148	1, 237	89
7歳	1, 313	1, 287	1, 273	1, 280	1, 247	△ 33	1, 144	1, 238	94
8歳	1, 340	1, 318	1, 292	1, 278	1, 276	Δ 2	1, 285	1, 268	△ 17
9歳	1, 351	1, 337	1, 315	1, 289	1, 286	Δ 3	1, 276	1, 278	2
10歳	1, 311	1, 351	1, 337	1, 315	1, 319	4	1, 289	1, 293	4
11歳	1, 383	1, 313	1, 353	1, 339	1, 319	△ 20	1, 317	1, 319	2

^(※) コーホート変化率法:同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、 それに基づき将来人口を推計する方法

「第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」

「第5章 3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育」について

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画(中間年の見直し)

第5章 3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

■ 認定区分と提供施設

	利用できる施設	
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者	幼稚園、認定こども園
2号認定(満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで「保育の必要な事由」	保育所、認定こども園
	に該当し、保育所などでの保育を希望する者	
3号認定(満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由」	保育所、認定こども園、
	に該当し、保育所などでの保育を希望する者	小規模保育等

1 見直しの方法について

(1) 実績値の把握

「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(2)「実績値」と「量の見込み」との比較

(1) に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数) と比較し、10%以上の乖離がある場合(※)は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

(※)実績値/量の見込み≦90% 又は 実績値/量の見込み≧110%

また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、(内閣府令和4年3月18日事務連絡)「1.はじめに」に記載しているとおり、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応する。

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」

(内閣府令和4年3月18日事務連絡) 抜粋

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。)に基づき、各都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)において計画期間の中間年における見直し(以下「中間年の見直し」という。)を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。) の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(作業の手引き)」(以下「手引き」という。)等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に

置いたものである。実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、 一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただき たい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和3年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績(今後の利用ニーズを含む)の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要に応じて実施していただきたい。

他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

(3)要因分析

(2) を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する。

「量の見込み」は、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ①「推計児童数」に関係する事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増 大していること
- ②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に関係する事項として、推計時の予想を超えて、教育・ 保育のニーズが高まっていること

(4)「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、(3)の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

(留意事項)

令和3年4月1日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和2年4月1日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。

2 参考(趣旨等)

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(内閣府令和4年3月18日事務連絡)に基づき、同事務連絡で定める見直しの基準にあてはまる場合は、令和4年度中に上田市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しを行う。

(根拠)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て 支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)抜粋

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、… 認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、… 量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。(省略)

なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

●1号認定(3~5歳児)

令和3年度の確保実績と量の見込みを比べると、市全体では確保実績が4.8%上回っている。 計画全体は概ね適正であり、国が見直しの目安としている10%以上の乖離はないため、計画の見 直しは行わない。

©1-	号認定	(3~5歳児)											(単位:人)
							;	事業計画等					
地域		区分	令和2年度	令和3年度		令和4年度			令和5年度			令和6年度	
13,			実績	実績	計画 A	見込み B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A	計画	見直し B	増減 B−A
	①量0	り見込み	989	949	938	938	0	921	921	0	911	911	0
上	2確6	保の内容	1,042	1,026	954	954	0	936	936	0	926	926	0
田地		特定教育·保育施設	131	124	127	127	0	127	127	0	127	127	0
域		確認を受けない幼稚園	911	902	827	827	0	809	809	0	799	799	0
	乖離	£(%) ②/①×100	105.4%	108.1%									
	①量0	り見込み	60	61	60	60	0	60	60	0	61	61	0
丸	②確保	保の内容	49	30	60	60	0	60	60	0	61	61	0
子地		特定教育・保育施設	47	30	45	45	0	45	45	0	46	46	0
域		確認を受けない幼稚園	2	0	15	15	0	15	15	0	15	15	0
	乖離	£(%) ②/①×100	81.7%	49.2%									
	①量0	り見込み	43	42	43	43	0	43	43	0	43	43	0
真田	②確保	保の内容	61	64	43	43	0	43	43	0	43	43	0
地		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
域		確認を受けない幼稚園	61	64	43	43	0	43	43	0	43	43	0
	乖離	£(%) 2/①×100	141.9%	152.4%									
	0 =												
		り見込み	19		16	16	0		15	0		15	0
武石	(2)確代	保の内容	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
地域		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
7-34	工业	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北部	£(%) ②/①×100	0.0%	0.0%									
	①是4	D見込み	1,111	1,069	1,057	1,057	0	1,039	1,039	0	1,030	1,030	0
		スカー	1,152	1,120	1,057	1,057	0		1,039	0		1,030	0
市全体	HE I	特定教育・保育施設	1,132	154	172	172	0	,	1,039	0	173	173	0
体		確認を受けない幼稚園	974	966	885	885	0		867	0		857	0
	乖離	£(%) 2/1×100	103.7%	104.8%	000	000	0	007	007	0	007	557	
	Alo Mi	100	100.7/0	104.0/0									

●2号認定(3~5歳児)

令和3年度の確保実績と量の見込みを比べると、市全体では確保実績が1%下回っている。 ほぼ計画どおりに事業を進めることができているため、計画の見直しは行わない。

©2-	号認定	(3~5歳児)											(単位:人)
							;	事業計画等					
地		区分	令和2年度	令和3年度		令和4年度		,	令和5年度			令和6年度	
域			実績	実績	計画 A	見込み B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A
	①量の	り見込み	1,936	1,875	1,754	1,754	0	1,766	1,766	0	1,759	1,759	0
上	②確假	屎の内容	1,900	1,842	1,754	1,754	0	1,766	1,766	0	1,759	1,759	0
田地		特定教育・保育施設	1,856	1,816	1,754	1,754	0	1,766	1,766	0	1,759	1,759	0
域		許可外保育施設	44	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) 2/1×100	98.1%	98.2%									
	①量0	り見込み	331	320	300	300	0	302	302	0	301	301	0
丸	2確保	 Rの内容	354	352	300	300	0	302	302	0	301	301	0
丸子地		特定教育・保育施設	354	352	300	300	0	302	302	0	301	301	0
域		許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) 2/1×100	106.9%	110.0%							,		
	①量0	り見込み	165	160	150	150	0	151	151	0	150	150	0
真	②確仍	マスティア マスティア マスティア スティア スティア スティア スティア スティア スティア スティア	165	154	150	150	0	151	151	0	150	150	0
田地		特定教育·保育施設	165	154	150	150	0	151	151	0	150	150	0
域		許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) ②/①×100	100.0%	96.3%									
	①量0	り見込み	66	64	60	60	0	61	61	0	60	60	0
武	②確保	マスティア マスティス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	55	48	60	60	0	61	61	0	60	60	0
石地		特定教育・保育施設	55	48	60	60	0	61	61	0	60	60	0
域		許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) ②/①×100	83.3%	75.0%									
	①量0	り見込み	2,498	2,419	2,264	2,264	0	2,280	2,280	0	2,270	2,270	0
市	2確保	マスティア マスティス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	2,474	2,396	2,264	2,264	0	2,280	2,280	0	2,270	2,270	0
市全生		特定教育・保育施設	2,430	2,370	2,264	2,264	0	2,280	2,280	0	2,270	2,270	0
体		許可外保育施設	44	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) ②/①×100	99.0%	99.0%									

●3号認定(O歳児)

令和3年度の確保実績と量の見込みを比べると、確保実績が8.5%下回っている。

見直しの目安とされる 10%以上の乖離がないため、計画の見直しは行わないが、0~2歳児の保育ニーズの高まりがあることから、引き続き保育士の積極的な採用を進め、保育ニーズに応えられる体制を整えることとする。

©3-	号認定	(O歳児)											(単位:人)
							1	事業計画等					
地域		区分	令和2年度	令和3年度		令和4年度			令和5年度			令和6年度	
~34			実績	実績	計画 A	見込み B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A
	①量の	の見込み	228	227	226	226	0	222	222	0	219	219	0
L	2確保	保の内容	221	218	226	226	0	222	222	0	219	219	0
上田田		特定教育・保育施設	211	196	213	213	0	209	209	0	206	206	0
地 域		特定地域型保育事業所	10	22	13	13	0	13	13	0	13	13	0
		許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) 2/1×100	96.9%	96.0%									
_													
	①量の	り見込み	40	40	40	40	0	40	40	0	40	40	0
,	2確保	果の内容	30	27	40	40	0	40	40	0	40	40	0
丸子		特定教育・保育施設	30	26	38	38	0	38	38	0	38	38	0
地域		特定地域型保育事業所	0	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0
		許可外保育施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	£(%) ②/①×100	75.0%	67.5%									
			T										
	_	り見込み	13	13	13	13	0	13	13	0	13	13	0
真	②確保	保の内容 	12	8	13	13	0	13	13	0	13	13	0
田地		特定教育・保育施設	12	8	13	13	0	13	13	0		13	0
域		特定地域型保育事業所	0		0	0	0	0	0	0		0	0
		許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	½ (%) ②/①×100	92.3%	61.5%									
			I .			.1	_	-	.1	_			_
		り見込み	4	4	4	4	0	4	4	0		4	0
武	(2)確保	果の内容	4	7	4	4	0	4	4	0		4	0
武石地		特定教育・保育施設	4		4	4	0	4	4	0		4	0
域		特定地域型保育事業所	0		0	0	0	0	0	0		0	0
	工 :::::	許可外保育施設	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	対に西田	£(%) ②/①×100	100.0%	175.0%									
	①景/	の見込み	285	284	283	283	0	279	279	0	276	276	0
	_	アルビック 果の内容	267	260	283	283	0		279	0		276	0
市	E HE D	特定教育・保育施設		237	268	268	0		264	0		261	0
市全体		特定地域型保育事業所			15	15	0	15	15	0		15	0
1/4		許可外保育施設	0		0	0	0		0	0		0	0
	乖離	f(%) ②/①×100	93.7%	91.5%	U	U	U	0	0	U	U	3	0
	月 西田	£(70) (2)/ (1) × 100	93.7%	91.5%									

●3号認定(1~2歳児)

令和3年度の確保実績と量の見込みを比べると、確保実績が1.1%下回っている。

ほぼ計画どおりに、事業を進めていることができているものの、0~2歳児の保育ニーズの高まりがあることから、引き続き保育士の積極的な採用を進め、保育ニーズに応えられる体制を整えることとする。

⊚ 3-	号認定	(1~2歳児)											(単位:人)
								事業計画等					
地域		区分	令和2年度	令和3年度		令和4年度			令和5年度			令和6年度	
			実績	実績	計画 A	見込み B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A	計画 A	見直し B	増減 B−A
	①量の	の見込み	916	918	932	932	0	923	923	0	911	911	0
L	②確保	果の内容	832	896	923	923	0	923	923	0	911	911	0
上田田		特定教育·保育施設	804	839	900	900	0	900	900	0	888	888	0
地域		特定地域型保育事業所	24	57	23	23	0	23	23	0	23	23	0
		許可外保育施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	½ (%) ②/①×100	90.8%	97.6%									
	①量0	の見込み	145	146	148	148	0	146	146	0	40	40	0
+	②確保	保の内容	134	143	148	148	0	146	146	0	40	40	0
丸子		特定教育·保育施設	133	142	130	130	0	130	130	0	38	38	0
地 域		特定地域型保育事業所	0	0	10	10	0	10	10	0	2	2	0
		許可外保育施設	1	1	8	8	0	6	6	0	0	0	0
	乖離	É(%) ②/①×100	92.4%	97.9%									
		り見込み	60		54	54	0		53	0	51	51	0
真	②確保	果の内容	47	73	54	54	0	53	53	0	51	51	0
田地		特定教育・保育施設	47	73	54	54	0	53	53	0	51	51	0
域		特定地域型保育事業所	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	T +11	許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非 離	₫(%) ②/①×100	78.3%	125.9%									
	① 旦 a	D E 13 7.	17	10	10	10	0	10	10	0	1.5	15	0
		ア見込み アカウス	17	16	16	16	0	16	16	0	15	15	0
武石	(4) HE 17	保の内容 特定教育・保育施設	18		16 16	16 16	0	16 16	16 16	0	15 15	15 15	0
石 地		特定地域型保育事業所	18		0	0	0		0	0	0	0	0
域		許可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乖離	#(%) 2/1×100	105.9%		o o	٥	U	0	٠	U	0	0	0
	Ale leit	1(70) 2/ (7) 100	100.570	07.070									
	①量の	の見込み	1,138	1,138	1,150	1,150	0	1,138	1,138	0	1,017	1,017	0
		果の内容	1,031	1,126	1,141	1,141	0		1,138	0	1,017	1,017	0
市		特定教育・保育施設		1,068	1,100	1,100	0		1,099	0	992	992	0
全体		特定地域型保育事業所			33		0		33	0		25	0
		許可外保育施設	5	1	8		0		6	0	0	0	0
	乖離	±(%) ②/①×100	90.6%	98.9%								- 1	
	- 1- 1-10		00.070	00.070									

「第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」

「第5章 4 地域子ども・子育て支援事業の充実」について

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画(中間年の見直し)

第5章 4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

	I		Ē	<mark>听管課</mark> 子	育て・子育	ち支援課
	子ども又はその保	護者の身近	丘な場所で、	教育•保育	施設や地域	はの子育て支
事業内容	援事業等の情報提供	及び必要に	応じ相談・	助言等を行	fなうととも	もに、関係機
	関との連絡調整等を	実施する事	業			
		D0 左 🛱	D0 左左	D4 5 5	DC 左☆	DC 4-#
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	1	1	1
事業計画上の量の見込み及び確保の方策	【区域の設定】 市I 必要な情報の提供。 なすべての施設のサー ます。	及び助言を				
事業実績	平成 27 年度に子前開始した。平成 28 年で設置された母子保コロナ禍により、防ぐためにも、引き	年度から 2 健コーディ 相談件数の	名から3名 ネーターと 減少も見ら	体制とする こともに、 れるが、子	とともに、 目談体制を	健康推進課 整備した。
		R2 年度	R3 年度	R4 見込		
	実施か所	1	1	1		
	職員体制	3	3	3		
	相談件数	315	260	300		
見直しの考え方	令和5年度以降もするなど事業の充実					地域を巡回

(2) 地域子育で支援拠点事業 (子育で支援センター・ひろば事業)

				所	f管課	子育で・	子育ち支援	誤課
事業内容	乳幼児及びそ <i>0</i> の相談、情報の扱					朝設し、子前	育てについ	いて
事業計画上の量の見込み及び確保の方策	量の見込み(人 確保の内容(人 【区域の設定】 本事業は、子育 談できる事業であ	。) 85,0 市内全域 て中の親子	43 83 43 83 が気軽に	, 225 , 225 集い、相		R5 年度 79,588 79,588 キ子育て不	77, 77	0
事業実績	利用実績(年間) 延べ人数(人)	H30 年度 88, 680	R 元年原 76, 107			R3 年度 47, 902	R4 見込 48, 036	
見直しの考え方	新型コロナウイ や事前予約制にす 内容」については 行わない。	るなど利用	訓限を行	ってきた	が、「量の	の見込み」	及び「確保	その
見直し後の量の見込み及び確保の方策(案)		量の見込み 産保の内容		R5 年 79, 5 79, 5	88	R6 年度 77, 770 77, 770		

(3) 妊婦健康診査事業

				Ē	听管課	健康推進課	
					O—	態の把握②ホ	
事業内容			とともに、タ	壬娠期間中	の適時に	必要に応じた	:医学的検査
	を実施する	争耒 					
			D0 5 5	D0	D4 4-4	DE 4-4	D0 4-4
			R2 年度	R3 年度	R4 年度		R6 年度
	量の見込∂		1, 316	1, 316	1, 316	1, 316	1, 316
事業計画上の量の見	量の見込∂		18, 424	18, 424	18, 424	•	18, 424
込み及び確保の方策	確保の回数	牧(回)	18, 424	18, 424	18, 424	18, 424	18, 424
	【区域の設 健診は、 なじまない	県内の医療				区域設定は哥	事業の趣旨に
	利用実績						
	机几天阀		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 見込
事業実績							
	妊娠届出	出数(人) ————	1, 027	1, 024	923	983	983
	利用回数	女(回)	12, 498	11, 024	10, 206	11, 663	11, 663
見直しの考え方	た。また0	歳児の児 ロ3年度如	童人口推計 £娠届出数0	値は、令和 の方が同推] 5 年度 (9	咸少している 92 人)、令和 下回っている	16年度(985
				R5 年	变	R6 年度	
見直し後の量の見込		量の見述	込み(人)	98	33	983	
み及び確保の方策 (案)		量の見え	込み (回)	11, 66	3	11, 663	
VII.		確保の口	内容(回)	11, 66	3	11, 663	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

				所管課	侹	康推進	果	
								訪問
	R2 ±		R3 年.	度 R4 年	度	R5 年原	度 R6 年月	变
量の見込み(件	‡) 1, (069	1, 05	57 1, 0)45	1, 025	5 1,009	9
確保の内容(件	‡) 1, (069	1, 05	57 1, 0)45	1, 025	5 1,009	9
		び区域記	设定は	事業趣旨に	こなじ	まないこ	ことから「市	市内
乳児家庭全戸訪問	引件数 (訪	問家庭:	数)					
	H30 年度	R 元年	F度	R2 年度	R3	3 年度	R4 見込	
訪問指導件数	1, 081	988	3	942		956	956	
訪問率(%)	99. 4	98.	9	97. 3	,	99. 1	99. 1	
(992人)、令和6	年度(985	人)で、	令和	3年度件数	数のフ	ちが同推		
			R	5 年度	R6	年度		
量	の見込み	(件)		956	,	956		
確	[保の内容	(件)		956	,	956		
	し、子育で支援に 量の見込み(作 確保の内容(作 【区域の設事ます。 乳児家庭全戸訪問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	し、子育で支援に関する情報 R2 名 量の見込み(件) 1, 位 確保の内容(件) 1, 位 では おり、細かな 全域」とします。	し、子育で支援に関する情報提供を 量の見込み(件) 1,069 確保の内容(件) 1,069 【区域の設定】 市内全域 訪問型の事業であり、細かな区域設 全域」とします。 乳児家庭全戸訪問件数(訪問家庭: 1,081 983 訪問事(%) 99.4 98. 全戸家庭訪問件数とする。なお、(992人)、令和6年度(985人)で、	し、子育て支援に関する情報提供や養育 量の見込み(件) 1,069 1,05 確保の内容(件) 1,069 1,05 【区域の設定】 市内全域 訪問型の事業であり、細かな区域設定は会域」とします。 計問家庭数) 乳児家庭全戸訪問件数(訪問家庭数) H30年度 R元年度 訪問指導件数 1,081 988 訪問率(%) 99.4 98.9 全戸家庭訪問件数とする。なお、0歳(992人)、令和6年度(985人)で、令和っていることから、令和3年度数値を基の見込み(件)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健的し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の限力を使用している。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や思し、子育で支援に関する情報提供や養育環境等の把握 R2年度 R3年度 R4年度 量の見込み(件) 1,069 1,057 1,045 確保の内容(件) 1,069 1,057 1,045 【区域の設定】 市内全域 訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業趣旨になじ 全域」とします。 乳児家庭全戸訪問件数(訪問家庭数) H30年度 R元年度 R2年度 R3 訪問指導件数 1,081 988 942 訪問率(%) 99.4 98.9 97.3 9	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師、し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う調査の見込み(件) 1,069 1,057 1,045 1,025 1,069 1,057 1,045 1,025 1,025 1,069 1,057 1,045 1,025	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師、看護師が記し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 R2 年度

(5) 養育支援訪問事業

				所管課	子育て・	子育ち支援	課
事業内容	養育支援が特に必 する情報提供や養育 必要な家庭には、よ	育環境等の持	四握を行う	らとともに	こ、産褥期に		
	保健師・助産師によ	る訪問					
		R2 年度	R3 年度	R4 年月	度 R5 年度	₹ R6 年度	
	量の見込み(人)	174	172	17	0 167	164	
事業計画上の量の見	量の見込み(回)	1, 394	1, 378	1, 36	3 1, 337	1, 316	
込み及び確保の方策	確保の回数(回)	1, 394	1, 378	1, 36	3 1, 337	1, 316	
	【区域の設定】 市 児童相談所や保健所 を基に迅速な対応が						青報
	保健師・助産師によ	る訪問	<u>, </u>				
本 类		R 元年原	₹ R2	年度	R3 年度	R4 見込	
事業実績	実家庭数(人)	2	86	323	490	450	
	延べ家庭数(回)	1, 5	27	2, 084	2, 580	2, 500	
見直しの考え方	母のメンタルや生 援者がいない等、支 令和元年度から令 った。 令和2年度から令 を基に、令和5年度	援が必要と 和3年度の 和3年度の	なる家庭が 3年間の- 子どもの9	が増加して一人当たり	できている。 リ平均訪問回 ける実家庭数	数は 5.6 回で	であ
日本上後の星の日で				R5 年度	R6 年度	E	
見直し後の量の見込み及び確保の方策		込み(人)		45	0 4	50	
(案)]数(回) 		2, 50	0 2, 5	00	
	確保の)内容(回)		2, 50	0 2, 5	00	

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・夜間支援事業)

				戸	f管課	子育で	て・子育	ち支援課
事業内容	保護者の疾病等の 難となった児童につ 業(ショートステイ	いて、児童	養護施	設等(• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
事業計画上の量の見込み及び確保の方策	ショートステイ 量の見込み(人) 確保の内容(人) 【区域の設定】 市内 一時的な不定期の割特定することが困難で		実施す	_	業であり	41 41 J、一定	5 年度 41 41 の区域に	R6 年度 40 40 40
事業実績	利用実績(延べ人数区分 ショートステイ	H28 H29 37 32		1 30	R 元 1	R2 50	R3 83	R4 見込 64
見直しの考え方	令和2年度から利用 (令和4年度半期実施 なお、増加分につい の児童養護施設等でき る。	責延べ 32 人) いては、制度で	の平	均値で よる§	ぎ算定し 実施施部	見直しる	を行 う 。 する養育	5里親や市外
見直し後の量の見 込み及び確保の方 策(案)	量	の見込み()保の内容()		6	年度 66 66	R6 年度 66 66	Ę	

(7) ファミリー・サポート・センター事業

					所管調	課 子育て	・子育ち支援課
	子育て中の人	、が、仕事 [·]	や急な	用事なと	で子どもの	の世話ができ	ない時に、地
	域の人が応援す	る会員同:	士の相2	互援助活	動として	実施している	,)
事業内容	具体的には、子						
	したい人(協力	_					
	どもの世話を依	、	川村会 」 13	ジュー 正	の科金を メ	と払う任組み	となっている。
		R2	年度	R3 年/	度 R4 年	度 R5 年月	度 R6 年度
	量の見込み((回) 1	, 770	1, 77	78 1, 70	61 1, 74	3 1, 726
事業計画上の量の見込み及び確保の	確保の内容(10)	, 770	1, 77	78 1, 70	61 1, 74	3 1, 726
方策	【区域の設定】	市内全均	ţ				
	子育ての相互	援助活動を	·行う事	業であり	√、一定の図	区域内に利用	場所を特定する
	ことが困難であ	ることから	「市内	全域」と	とします。		
	利用実績(延べ	・件数・会	員数)				
		H30 年度	R 元	年度	R2 年度	R3 年度	R4 見込
事業実績	活動件数(回)	1, 752	1	, 744	1, 331	1, 508	1, 583
· 学术大順	依頼会員(人)	441		435	435	447	439
	提供会員(人)	265		280	285	286	279
	両方会員 (人)	53		58	54	55	55
	 令和元年度以	降は、新型	コロナ	ウイルス	、感染症の 影	彡響にともな	う一時的な利用
見直しの考え方	者の減少と考え	る。「量の	見込み」	及び「	確保の内容	引 について	は、コロナ禍前
	の状況を見据え	することと	するた	め、見画	直しは行われ	ない。	
見直し後の量の見				F	R5 年度	R6 年度	
込み及び確保の方		量の見込	み(人)	1, 743	1, 726	
策 (案)					,		_

(8) 一時預かり事業 (幼稚園型)

					所管課	保育課
	 私立幼稚園 を	E活用する係	R護者の多様	もな保育ニース	ズに対応する	ため、幼稚園
	園則等で定める					
	園児を預かる	「預かり保育	」を実施し	ている。		
事業内容	公立幼稚園0)教育課程に	係る教育時	間終了後、約	加稚園の管理	下において希
	望する在園児を	を預かり、係	発育をするこ	とにより、名	カ児の心身の	健全な発達を
	図り、保護者の)子育てを支	援する。			
	一時預かり事業	 美(幼稚園型	!)			(人)
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	量の見込み	39, 804	38, 366	36, 503	36, 395	36, 233
	上田地域	22, 665	21, 865	20, 697	20, 807	21, 572
 	丸子地域	13, 919	13, 368	3 12, 726	12, 542	12, 420
事業計画上の量の	真田地域	2, 241	2, 241	1 2, 241	2, 241	2, 241
見込み及び確保の	武石地域	979	891	1 839	804	804
七生	7#/D 0 + /#	39, 804	38, 366	36, 503	36, 395	36, 233
方策	確保の方策	39, 004	00,000			
方策	雌保の万束	39, 804		·		
方策	【区域の設定】	<u> </u>		 真田・武石)]	
方策	【区域の設定】 教育・保育施	4 区域(₋ 設での利用。	上田・丸子・	教育・保育施		: 同一の設定が
方策	【区域の設定】	4 区域(₋ 設での利用。	上田・丸子・	教育・保育施		: 同一の設定が
方策	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか	4区域(₋ 設での利用。 ら「上田・ラ	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・	教育・保育施		
	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業	4区域(₋ 設での利用。 ら「上田・ラ	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・	教育・保育施		: 同一の設定が (人) R4 見込
事業実績	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業	4 区域(₋ 設での利用。 ら「上田・ラ ら「上田・ラ に幼稚園型	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !)	教育・保育施 武石の4地区 R2 年度	:」とします。 R3 年度	(人) R4 見込
	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業	4 区域(₋ 設での利用。 ら「上田・う	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・	教育・保育施武石の4地区	〕とします。	(人)
	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業	4 区域(₋ 設での利用。 ら「上田・ラ ら「上田・ラ に幼稚園型	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !)	教育・保育施 武石の4地区 R2 年度	:」とします。 R3 年度	(人) R4 見込
	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業	4区域(- 設での利用。 ら「上田・ラ 美(幼稚園型 130年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !) R元年度 41,847	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	E」とします。 R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業 延べ人数	4 区域(₋ 設での利用。 ら「上田・対 ら「上田・対 (幼稚園型 130 年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !) R元年度 41,847	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
事業実績	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業 延べ人数	4 区域(L 設での利用。 ら「上田・対 (幼稚園型 130 年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !) R元年度 41,847	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
事業実績	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業 上 延べ人数	4 区域(L 設での利用。 ら「上田・対 (幼稚園型 130 年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !) R元年度 41,847	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
事業実績	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業 延べ人数 令和2年度は写 ともないるため見	4区域(- 設での利用。 ら「上田・う 美(幼稚園型 130年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ !) R元年度 41,847	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
事業実績	【区域の設定】 教育・保育施 好ましいことか 一時預かり事業 延べ人数 令和2年度は写 ともないるため見	4区域(- 設での利用。 ら「上田・う 美(幼稚園型 130年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ リ) R元年度 41,847	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
事業実績	【区域の設定】 教育・保をか 好ましいことが 一時預かり事 延べ人数 令和なるなとをしているため見しているため見	4区域(- 設での利用。 ら「上田・う 美(幼稚園型 130年度 40,038	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ リ) R元年度 41,847 込みを上回 内な影響と考	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503
事業実績見直しの考え方見直し後の量の見	【区域の設定】 教育・にことが 一時預か 一時預か 一時で入数 令和なうなとしているための目 をもしているとしているがある。	4区域(- 設での利用。 ら「上田・う 美(幼稚園型 130年度 40,038 によいるで見います。 ほしは行わった。	上田・丸子・ となるため、 丸子・真田・ リ R元年度 41,847 込みを響ととない。 (幼稚園型) R5年度	教育・保育施 武石の4地区 R2年度 40,991	R3 年度 34, 466	(人) R4 見込 36, 503

(幼稚園型以外)

								Ē	听管課	保育課
	就労または学習等による継続的な理由や冠婚葬祭等による緊急的な理由、									
事業内容	また、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減などの理由等で、家庭におい									
	て保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、平日の昼間に									
	保育所におり	ハてー	時的に	預かりや	必要な	保護を	行う。	1		
	 一時預かり事業(幼稚園型以外)									(人)
			R2 年度	R3 4	F度	R4 年度		度 R5 年度		R6 年度
	量の見込み		6, 7	13 6	5, 576	6, 421		6, 374		6, 306
事業計画上の量の	上田地	2域	5, 22	25 5	5, 122	4, 998		4, 982		4, 941
見込み及び確保の 方策	丸子地	域	96	61	937	916			900	889
	真田地	域	43	34	431	42		423 41		398
	武石地	域	(93	86		84	80		78
	確保の方策	Ī	6, 7	13 6	5, 576	6,	421	6, 374		6, 306
		•		'			u u		•	-
	一時預かり事業(幼稚園型以外) (人)									
事类中 体	77,200		年度	R 元年/	ŧ	R2 年度		R3 年度		R4 見込
事業実績	7.1 か 1 米ケ									
	延べ人数	0,	367	6, 168		5, 905		5, 843		6, 421
	中和2年度及び市和3年度は、美積が重め見込みを下回っている。これは、 時預かり利用の中心となっている0~2歳児について、3号認定を受けて入園を									
	希望する傾向が強まっていることと考える。									
見直しの考え方	一方で、令和4年度から新たに一時預かりに対する補助事業を開始し、利用が									
	増えることが考えられるが、計画のとおり推移すると見込まれることから見直し									
	は行わない。									
	一時預かり事業(幼稚園型以外) (人)									
見直し後の量の見	量の見						年度 R6 年月			
込み及び確保の方				見込み			6, 3	306		
策(案)			確保	の方策	6,	374	6, 3	306		
	<u> </u>									

(9) 延長保育·休日保育事業

				所管課	保育課						
	通常の開所時間を越えて、更に延長して保育を行う。(延長保育)										
事業内容	また、日曜日や祝日にも保育を行う。(休日保育)										
	延長保育 (人)										
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度					
	量の見込み	27, 759	26, 890	25, 152	25, 326	25, 228					
	上田地域	25, 157	24, 369	22, 794	22, 952	22, 863					
	丸子地域	1, 594	1, 544	1, 444	1, 454	1, 449					
	真田地域	749	726	679	684	681					
	武石地域	259	251	235	236	235					
	確保の方策	27, 759	26, 890	25, 152	25, 326	25, 228					
事業計画上の量の	休日保育 (人)										
見込み及び確保の		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度					
方策	量の見込み	609 59		582	580	575					
	上田地域	486	476	464	463	459					
	丸子地域	121	119	116	116	115					
	真田地域	2	2	2	1	1					
	武石地域	0	0	0	0	0					
	確保の方策	609	597	582	580	575					
	【区域の設定】 4区域(上田・丸子・真田・武石) 教育・保育施設での利用となるため、教育・保育施設提供区域と同一の設定が好ましいことから「上田・丸子・真田・武石の4地区」とします。										
	利用実績										
事業実績		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 見込					
	延長保育(人)	28, 476	28, 536	25, 475	24, 041	25, 152					
	休日保育(人)	816	836	602	576	582					
見直しの考え方	延長保育について、令和2年度及び令和3年度の実績が量の見込みを10%程度 下回っており、新型コロナウイルス感染症による一時的な影響と考える。 休日保育については、概ね計画どおりに推移しており、これらの状況を勘案し、										
	今回は見直しを行わない。										

見直し後の量の見 込み及び確保の方 策(案)

延長保育事業

(人)

	R5 年度	R6 年度			
量の見込み	25, 326	25, 228			
確保の方策	25, 326	25, 228			

休日保育

	R5 年度	R6 年度			
量の見込み	580	575			
確保の方策	580	575			

(10) 病児・病後児保育事業

所管課 子育て・子育ち課 児童が病気などのため、入院治療は必要ないが、他の児童との集団生活が困 難な時期に保育所等にかわって、その児童を一時的に預かる事業。 事業内容 現在、上田病院及び丸子中央病院へ委託し、病気の急性期や急な容態変化へも 迅速な対応が可能である医療機関併設型で実施している。 R2 年度 R3 年度 R4 年度 R5 年度 R6 年度 量の見込み(人) 824 810 799 785 772 事業計画上の 確保内容(人) 824 810 799 785 772 量の見込み及 び確保の方策 【区域の設定】 市内全域 本事業は病気の際、突発的に利用される事業であり、医療機関との連携が必要不 可欠なことから、事業を円滑に実施するため「市内全域」とします。 病児・病後児保育 利用実績 R 元年度 R2 年度 R4 見込 H30 年度 R3 年度 事業実績 延べ人数(人) 512 441 555 584 686 登録者数(人) 1.074 1. 180 1.154 1. 205 1. 153 平成31年4月に既設の上田病院病児保育センターに加え、丸子中央病院を増設 見直しの考え した。令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響にともなう一時的な利用 方 者の減少と考える。「量の見込み」及び「確保の内容」については、コロナ禍前の 状況を見据えすることとするため、見直しは行わない。 病児・病後児保育事業 見直し後の量 R5 年度 R6 年度 の見込み及び 785 772 量の見込み(人) 確保の方策 (案) 確保内容 (人) 785 772

(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

						所管課		学校教育課		
事業内容	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭 にいないものに対し、授業終了後や学校休業日に小学校の余裕教室等を利用 して、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業									
		R2 年	度 R3	年度	R4 4	丰度	R5 年月	变	R6 年度	
	量の見込み(人	.) 1, 4	475	1, 569	1	, 664	1, 7	54	1, 848	
事業計画上の量の見	確保の内容(人	1, 4	148	1, 537		, 602	2 1, 712		1, 848	
込み及び確保の方策	【区域の設定】 小学校区 放課後児童クラブは、通学している小学校から直接利用する施設であり、ほ かの小学校区の放課後児童クラブを利用することはないため「小学校区」とし ます。									
	確保の内容実績						(人)			
		H30 年	度 R 5	元年度	R2 :	年度	E R3 年		R4 見込	
	児童数(人)	1, 292		1, 432	1	, 443	1, 5	507	1, 548	
事業実績	※参考: 1日当たり利用児童数 (人)							(人)		
			H30 年度	R 元4	丰度	度 R2 年度		年度	R4 見込	
	ע	見童数(人)	1, 29	0 1	, 235	95	1. 088		1, 256	
見直しの考え方	新型コロナウイルス感染症にともなう一時的な影響により、利用児童数の 変動がみられるが、「量の見込み」及び「確保の内容」については、コロナ禍 前の状況を見据えすることとするため、見直しは行わない。									
	放課後児童クラブ									
見直し後の量の見込				R5 :	年度	F度 R6 年				
み及び確保の方策 (案)		量の見込み(人)			1, 754		1, 848	8		
		確保の内		1, 712		1, 848				